

資料 3

第 4 回提出資料  
に一部追加

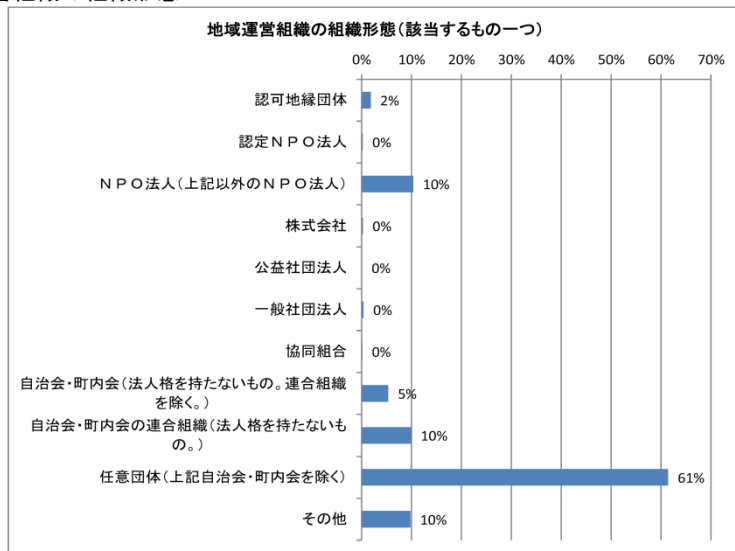
参考資料

# 総務省「暮らしを支える地域運営組織に関する調査研究事業報告書」(平成28年3月)(抄)

## (3) 地域運営組織の組織形態

地域運営組織の組織形態については、「任意団体（自治会・町内会（その連合組織を除く）」（61%）が最も多くなっており、「自治会・町内会の連合組織（法人格を持たないもの）」（10%）、「自治会・町内会（法人格を持たないもの。連合組織を除く。）」（5%）を加えると、76%が法人格を持たない任意団体となっている。法人格を有している組織形態の中では、「NPO法人」（10%）が最も多くなっている。

### ■ 地域運営組織の組織形態



組織形態	団体数
認可地縁団体	31
認定NPO法人	4
NPO法人(上記以外のNPO法人)	174
株式会社	5
公益社団法人	2
一般社団法人	7
協同組合	3
自治会・町内会(法人格を持たないもの。連合組織を除く。)	90
自治会・町内会の連合組織(法人格を持たないもの。)	167
任意団体(上記自治会・町内会を除く)	1032
その他	165

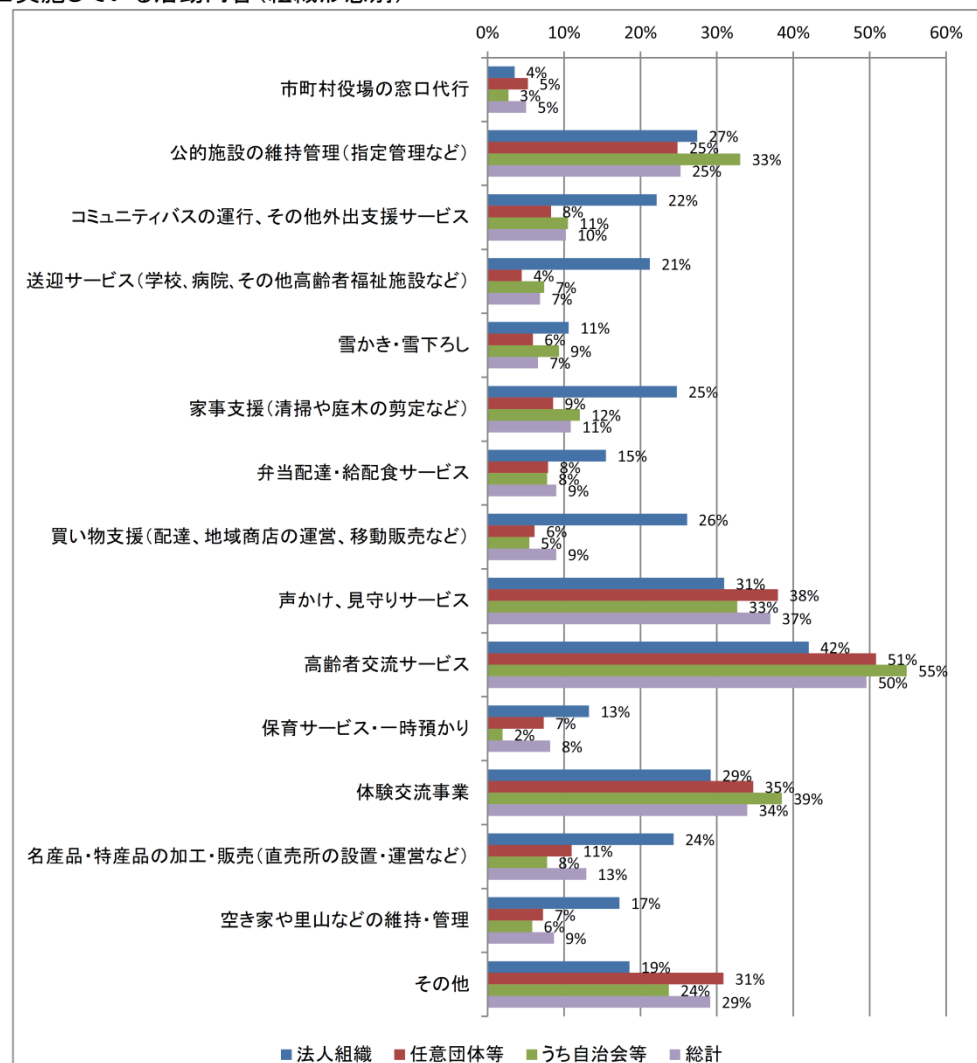
※ 以下、組織形態別の分析を行うにあたっては、次の3つの区分により分析することとする。  
 ・法人組織：認可地縁団体、NPO法人（認定NPO法人を含む。）、株式会社、公益社団法人、一般社団法人、協同組合  
 ・任意団体等：自治会・町内会（法人格を持たないもの。連合組織を含む。）、任意団体（自治会・町内会を除く。）、その他  
 ・うち自治会等：任意団体等のうち自治会・町内会（法人格を持たないもの。連合組織を含む。）

## (6) 地域運営組織の活動内容

地域運営組織の活動内容については、総計でみると、「高齢者交流サービス」（50%）が最も多くなっており、次いで「声かけ・見守りサービス」（37%）となっており、高齢者等の暮らしを支える活動が多くなっている。

このほか、「体験交流事業」（34%）、「公的施設の維持管理（指定管理など）」（25%）、「名産品・特産品の加工・販売（直売所の設置・運営など）」（13%）も一定の回答があるなど、「公」・「民」・「共」の領域に跨がった幅広い活動が行われている。

### ■ 実施している活動内容(組織形態別)



# 認可地縁団体制度の概要

## 1. 制度の概要

### (1) 地縁による団体

町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体

### (2) 認可を受けた地縁による団体の権利能力

法律上の権利義務の主体となり、認可地縁団体は法人格を有し、土地、集会施設等の不動産を団体名義で登記できる。  
また、団体の活動に資する財産を団体名義で所有、借用できる。

### (3) 市町村長による認可要件

- ① その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること
- ② その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること
- ③ その区域に住所を有する全ての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員になっていること
- ④ 規約を定めていること

※ 規約に定める事項(法律で義務付けられているもの)

目的、名称、区域、事務所の所在地、構成員の資格に関する事項、代表者に関する事項、会議に関する事項、資産に関する事項

## 2. 認可状況

平成25年4月1日現在:44,008団体(全国の市町村の約83%に所在)※参考:地縁団体数 298,700団体(総務省調べ)

## 3. 主な特徴

### (1) 保有財産

○地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等※を保有しているか、保有する予定があることが認可の前提

※不動産又は不動産に関する権利等とは、

- ① 不動産登記法第3条各号に掲げる登記することができる権利(土地、建物の所有権、地上権、永小作権、地役権、先取特権、質権、抵当権、貸借権、採石権)
- ② 立木の所有権、抵当権
- ③ 登録を要する金融資産(国債、地方債、社債)
- ④ ①～③のほか地域的な共同活動に資する資産(例えば、地縁による団体が地域社会の維持形成のため、当該区域において実施する除雪のための車両、福祉の用に供する車両又は警備の用に供する車両や船舶等)

### 3. 主な特徴(つづき)

#### (2) 構成員

- 区域に住所を有する全ての個人は構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。なお、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。
- 構成員は個人のみが対象であり、団体は構成員となることができない。なお、団体の意思決定への参加や直接の活動は行わないものの、規約等に「賛助会員」として位置付け、その活動に参加することは可能であると考えられる。

#### (3) 総会等

- 総会は団体の最高意思決定機関であり、すべての構成員をもって構成されるものである。なお、総会を度々招集することは実際にはきわめて困難であることから、規約に定めることにより、役員会において実務上の執行に関する事項等を決定することができる。

#### (4) 活動内容

- 地方自治法上、目的や事業に特段の制限はなく、規約に定めた範囲で活動できる。  
活動例: 区域における集会施設の維持・管理、清掃等の環境整備活動、寝たきり老人への慰問等の社会福祉活動、スポーツ大会、レクリエーション活動等

#### (5) 作成すべき書類

- 地方自治法上、作成が義務付けられているものは財産目録のみであるが、事業計画・事業報告及び予算・決算は団体にとって重要事項であるから、規約に定めて作成することが適当である。

# 地縁による団体の認可事務の状況等に関する調査結果（抄）

（調査基準日：原則として平成25年4月1日）

## 1. 名称別地縁団体総数の状況

市町村（特別区を含む。以下同じ。）が把握している地縁団体総数及び名称別内訳は、表1のとおり。

表1

（単位：団体、％）

区分	自治会	町内会	町会	部落会	区会	区	その他	合計
団体数	130,921	66,637	18,557	5,746	4,166	37,778	34,895	298,700
構成比	(43.8)	(22.3)	(6.2)	(1.9)	(1.4)	(12.6)	(11.7)	(100.0)

## 2. 年度別認可地縁団体総数の状況

地方自治法（以下「法」という。）第260条の2第2項に定められた要件に該当する地縁団体の代表者が、市町村長に認可を申請し、市町村長はこの要件に該当していると認めるときは認可することとなり、また、法第260条の2第14項により、認可地縁団体が所定の要件を欠くこととなった等の場合には、当該市町村長はその認可を取り消すことができることとされている。

平成20年度以降の各年度の末日時点における認可地縁団体総数等は、表2のとおり。

表2

（単位：団体、％）

区 分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
認可地縁団体総数	37,297	39,090	40,776	42,397	44,008
（対前年度増加率）	(-)	(4.8)	(4.3)	(4.0)	(3.8)
当該期間中の認可団体数	1,721	1,801	1,691	1,632	1,619
当該期間中の認可取消団体数	32	8	5	11	8

（注）「認可地縁団体総数」は、各年度の末日時点における認可地縁団体総数である。

### 3. 目的別認可地縁団体数の状況

法第260条の2第2項第4号において、地縁団体が認可を申請する際には、当該地縁団体の目的等を掲げた規約を定めていることが必要であり、その目的には、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことが求められている。

認可地縁団体を規約に定められた目的別に分類すると、表3のとおり。

表3(複数回答あり) (単位:団体、%)

区 分	団体数	(割合)
住民相互の連絡(回覧版、会報の回付等)	37,571	(85.4)
集会施設の維持管理	34,103	(77.5)
区域の環境美化、清掃活動	36,531	(83.0)
道路、街路灯等の整備・修繕等	8,287	(18.8)
防災、防火	13,548	(30.8)
交通安全、防犯	11,733	(26.7)
盆踊り、お祭り、敬老会、成人式等の行事開催	12,083	(27.5)
スポーツ・レクリエーション活動	12,617	(28.7)
文化レクリエーション活動	13,277	(30.2)
慶弔	3,983	(9.1)
独居老人訪問等社会福祉活動	5,852	(13.3)
行政機関に対する要望、陳情等	5,273	(12.0)
その他	11,663	(26.5)

(注)「割合」は、認可地縁団体総数に対する割合である。

## 4. 認可地縁団体の認可時における構成員数の規模別地縁団体数等の状況

法第260条の2第2項第3号において、地縁団体の認可要件の一つとして「その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること」とされている。

認可地縁団体の認可時における構成員数の規模別認可地縁団体数及び加入率別内訳の状況は、表4のとおり。

表4

(単位:団体)

区 分	認可地縁 団体数	加入率別内訳			
		50%未満	50～70%	70～90%	90～100%
50人未満	776	62	62	144	508
50人以上～ 100人未満	1,312	53	128	293	838
100人以上～ 300人未満	3,106	55	320	789	1,942
300人以上～ 500人未満	1,237	21	197	358	661
500人以上～1,000人未満	1,099	32	208	383	476
1,000人以上	931	25	260	356	290
合 計	8,461	248	1,175	2,323	4,715

(注)

- 1 「認可地縁団体数」は、平成20年度から平成24年度までの間に認可を受けた地縁団体の数である。
- 2 「加入率」は、区域内の住民総数に対する認可地縁団体の認可時における構成員数の割合である。
- 3 東日本大震災により認可当時の資料が滅失したため、規模及び加入率が不明である団体が3団体ある。

## 5. 保有資産別認可地縁団体数の状況

市町村長の認可を申請する地縁団体の代表者は、不動産又は不動産に関する権利等を保有している団体にとっては保有資産目録を、申請時にこれらの不動産等を保有することを予定している団体にとっては保有予定資産目録を申請時には備えておく必要がある。

認可地縁団体の保有資産目録及び保有予定資産目録に記載されている保有資産別の認可地縁団体数を見ると、表5のとおり。

表5(複数回答あり) (単位:団体、%)

区 分	団体数	(割合)
土地の所有権	36,907	(82.0)
土地の賃借権	1,711	(3.9)
建物の所有権	27,087	(61.6)
建物の賃借権	235	(0.5)
立木の所有権	673	(1.5)
立木の抵当権	21	(0.0)
国 債	76	(0.2)
地方債	2	(0.0)
社 債	63	(0.1)
その他	1,904	(4.3)

(注)「割合」は、認可地縁団体総数に対する割合である。



# 地縁型の法人制度に関する意見

	設立目的	設立手続	構成員	地域代表性	意思決定手続	計算書類の作成・公表
<p>まち・ひと・しごと創生本部</p> <p>「地域の課題解決を目指す地域運営組織—その量的拡大と質的向上に向けて—最終報告」(平成28年12月13日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動の多様化に対応し、...経済活動を行うためには、権利能力を取得することができるようにすることが望ましい</li> <li>・財産を保有せずに何らかの経済活動を行う場合など多様な組織が想定されることに留意が必要</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地縁型組織という性格上、組織の意思決定は、あくまで地域の住民によって行われるべき</li> <li>・議決権を有する構成員については地域の住民に限るものとするのが適当</li> <li>・結社の自由の観点から団体への加入には本人の明確な意思表示が必要</li> <li>・構成員名簿の作成は地縁型組織においても必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の法人類型に限って行政との関係における地域代表性を付与する制度を創設することについては、<u>慎重な検討が必要</u></li> <li>・あくまで法的には住民が自主的に組織して活動する私的組織であって、行政の下請け的機能を果たす団体と捉えるべきではない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・構成員が多数になる場合には、常に全構成員からなる総会で意思決定していくのは困難な状況が生じてきている。<u>総代会類似の意思決定の仕組みを設けることも考えられる</u>(例:農業協同組合、消費生活協同組合)</li> <li>・<u>内部監査を行う監事について...</u>経済活動を行う場合には、その設置を義務付ける仕組みも考えられる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地縁型組織については...一律に計算書類等の作成について義務付けを行うことは適当でないが、<u>経済活動を行う団体の場合には、取引の安全及び第三者保護の観点から、一定の計算書類等についての作成・公開を義務付ける仕組みも考えられる</u></li> </ul>
<p>小規模多機能自治推進ネットワーク会議(代表・雲南市長)</p> <p>「法人格の検討にあたっての補足意見」(平成28年5月20日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財産上の権利に限らず、<u>地域運営そのものを目的とするもの</u></li> <li>・暮らしを支える事業活動も<u>認可の対象とすべき</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人登記を義務付け(対外的取引活動をする場合、第三者の権利擁護のため)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>構成員名簿の提出は不要</u>(人口移動の激しい地域で名簿を逐次整備しておくことは非現実的)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「相当数の者が現に会員となっていると認め」る場合に、「<u>市町村長が地域代表制を認める</u>」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・代表権は一人に限定しない(代表者に事故がある時の取引活動が阻害される恐れ)</li> <li>・<u>規約で定めた場合は、代議制を可能とする</u>(委任状方式では規模の大きな組織では運営が困難)</li> <li>・<u>理事会(役員会)による意思決定ができるようにする</u>(事業活動を想定し、機動性ある意思決定を可能とするため)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>活動状況や財務情報の開示を規定</u>(対外的取引活動を考慮した場合、第三者の権利擁護のため)</li> </ul>

# 「今後の行政改革の方針」（平成16年12月24日閣議決定） 別紙3「公益法人制度改革の基本的枠組み」

## 公益法人制度改革の基本的枠組み（抄）

「公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針」（平成15年6月27日閣議決定）に基づき、公益法人制度改革の基本的枠組みを以下のとおり具体化する。

### 1. 改革の方向性

#### （1）改革の趣旨

我が国において、個人の価値観が多様化し、社会のニーズが多岐にわたってきている中、行政部門や民間営利部門では満たすことのできない社会のニーズに対応する多様なサービスを提供し得る民間非営利部門を、社会経済システムの中に積極的に位置付けることが重要である。

（略）

このため、こうした諸問題に適切に対処する観点から現行の公益法人制度を抜本的に見直し、広く民間非営利部門の活動の健全な発展を促進することが重要な課題となっている。

#### （2）基本的な仕組み

現行の公益法人の設立に係る許可主義を改め、法人格の取得と公益性の判断を分離することとし、公益性の有無に関わらず、準則主義（登記）により簡便に設立できる一般的な非営利法人制度を創設する。

（略）

# 社団の設立目的と社員資格

	一般社団法人	特定非営利活動法人	認可地縁団体
設立目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定款事項</li> <li>・法律上の制限なし</li> </ul> <p>(参考)旧社団・財団法人 「学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益に関する社団又は財団であつて、営利を目的としないもの」(旧民法第34条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定款事項</li> <li>・「特定非営利活動を主たる目的」(特定非営利活動促進法第2条第2項)</li> <li>・「その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類」も定款事項</li> <li>※「特定非営利活動」</li> <li>「別表に掲げる活動に該当する活動であつて、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするもの」(同法第2条第1項)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規約事項</li> <li>・「<u>地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため</u>」(自治法第260条の2第1項)</li> <li>・「その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行つていると認められること」が認可要件(同条第2項第1号)</li> </ul>
社員資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定款事項(「社員の資格の得喪に関する規定」) (一般社団法人・一般財団法人法第11条第1項第5号)</li> <li>・法律上の制限なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定款事項(「社員の資格の得喪に関する事項」) (特定非営利活動促進法第11条第1項第5号)</li> <li>・「社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと」(同法第2条第2項第1号イ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規約事項(「区域」「構成員の資格に関する事項」) (自治法第260条の2第3項第4号、第5号)</li> <li>・「<u>その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となつて</u>いること。」(同条第2項第3号)</li> <li>・「当該地縁による団体が相当の期間にわたつて存続している区域の現況によらなければならない。」(同条第4項)</li> <li>・「<u>正当な理由がない限り、その区域に住</u>住所を有する個人の加入を拒んではならない。」(同条第7項)</li> <li>・「認可地縁団体は、民主的な運営の下に、自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。」(同条第8項)</li> </ul>

# 社員名簿の作成義務

	一般社団法人	特定非営利活動法人	認可地縁団体
作成義務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社員名簿(社員の氏名又は名称及び住所を記載し、又は記録した名簿)を作成しなければならない。また、その主たる事務所に備え置かなければならない。(一般社団法人・一般財団法人法第31条、第32条第1項)</li> <li>・義務違反には過料(同法342条第1項第7-8号)</li> </ul> <p>(参考)「社員は一般社団法人を構成し、一般社団法人の重要な意思決定権限を有する社員総会を構成するので、一般社団法人は社員の氏名や住所を把握しておく必要がある。そのため、一般社団法人には、社員名簿作成義務がある。」(熊谷即一「逐条解説 一般社団・財団法人法」P60)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「前事業年度の末日における社員のうち十人以上の者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所又は居所を記載した書面」を作成し、翌々事業年度の末日までの間、その事務所に備え置かなければならない。」(特定非営利活動促進法第28条第1項)</li> <li>・義務違反には過料(同法80条第4号)</li> </ul> <p>(参考)「最低限10名の社員の住所・氏名が書かれた名簿が開示されるだけであり、それ以上の社員名簿の開示は、その団体の判断に任されている。」(堀田力・雨宮孝子「NPO法コンメンタールー特定非営利活動促進法の逐条解説」P193)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。」(自治法第260条の4第2項)</li> </ul>
関連規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社員は、社員名簿の閲覧・謄写を請求可。(一般社団法人・一般財団法人法第32条第2項)</li> <li>・社員に対する通知・催告は、社員名簿に記載した住所にあてて発すれば足りる。(同法第33条第1項)</li> <li>・社員総会招集には、社員に「通知を発しなければならない」(理事会設置の場合等は書面による)(同法第38条)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社員その他の利害関係人は、上記書面を閲覧を請求可。(特定非営利活動促進法第28条第3項)</li> <li>・上記書面は、毎年1回所轄庁に提出され、所轄庁は、閲覧請求があった場合には閲覧させなければならない。(同法第29条)</li> <li>・「十人以上の社員を有するものであること。」は設立認証要件。(同法第12条第1項第4号)</li> <li>・社員総会招集の通知は、定款に定めた方法(同法第14条の4)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総会招集の通知は、規約で定めた方法(自治法第260条の15)</li> </ul>

# 総会に代わるべき総代会

	商工会	中小企業等協同組合	農業協同組合
要件	会員総数200人超の場合に定款で設置可	組合員総数200人超の場合に定款で設置可	組合員総数500人超の場合に定款で設置可
選挙	定款で定めるところにより、会員のうちから、その住所、事業の種類等に応じて公平に選挙 (無記名投票・一人一票)	定款で定めるところにより、組合員のうちから、その住所、事業の種類等に応じて公平に選挙 (無記名投票・一人一票)	定款で定めるところにより、組合員のうちから、総会において選挙 定款の定めにより総会外も可 (無記名投票・一人一票)
定数	選挙時の会員総数の2/10 (会員総数500人超の場合100人)以上で定款で定める	選挙時の組合員総数の1/10 (会員総数1,000人超の場合100人)以上で定款で定める	選挙時の組合員総数の1/5 (会員総数2,500人超の場合500人)以上で定める
任期	3年以内で定款で定める期間	3年以内で定款で定める期間	3年以内で定款で定める期間
総会との関係	<p>一定の事項について総会に権限留保は可能。総代会の議決事項については、総代会が唯一の決定機関  <small>(「新版 商工会法の解説」(中小企業庁)P187、同旨「中小企業等協同組合法逐条解説」(中小企業庁監修・全国中小企業団体中央会編集P227-228)。「農業協同組合法 第二版」(明田作)P350-351)も同旨だが、総代会は便宜上やむを得ないために設けられたものであり、総会における決議は認めるべきとの説があるとの紹介あり)。</small></p>		

※ 一般社団法人、特定非営利活動法人に関し、総代会に係る規定は設けられていない。

# 一般社団法人における総代会の可否

「一般社団法人制度では、民法の社団法人の場合と同様に、社員の中から「総代」や「代議員」を選出し、法人に関する重要事項を決定する制度を法定していません。その主な理由は、民法上の社団法人が定款の定めによって採用している総代会や代議員制には様々な種類、形態があり、どのタイプが法定する仕組みとして相応しいものであるかを一義的に決定することが困難であり、かつ、あるタイプを法定すると別のタイプは不適法となるおそれが高かったためです。そこで、いわゆる総代会や代議員制については、民法の場合と同様に、個々の法人の実情に応じ、法人法の他の規定に違反しない限度において、定款の定めにより、いわゆる総代会や代議員制と同様に規律を実現することが相当と考えられます。

したがって、例えば、団体の構成員が極めて多数に上り、その全員を社員とすると社員総会自体の合理的な運営自体が困難となるおそれが高い法人にあつては、構成員の中から「法人法上の社員」を定める規定を定款に設けることにより法人の合理的な意思決定を実現することが可能であると解されます。また、構成員全員を「法人法上の社員」としつつ、個々の社員の議決権の内容を定款で定めることにより、例えば、役員を選任等については一部の社員の決議によって行うことも可能と解されます。ただし、後者の場合、社員である以上、定款変更に関する議決権を奪うことは定款の定めによっても許されないものと解されます。」

(宇賀克也・野口宣大「Q&A 新しい社団・財団法人の設立・運営」P18-19)

(参考)認可地縁団体に係る地方自治法の規定

「その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、…」

(第260条の2第2項第3号)

「認可地縁団体の各構成員の表決権は、平等とする。」(第260条の18第1項)

# 認可地縁団体の認可の告示・告示事項の証明書

「市町村長は、第一項の認可をしたときは、総務省令で定めるところにより、これを告示しなければならない」(自治法第260条の2第10項)

「何人も、市町村長に対し、総務省令で定めるところにより、第十項の規定により告示した事項に関する証明書の交付を請求することができる。この場合において、当該請求をしようとする者は、郵便又は信書便により、当該証明書の送付を求めることができる。」(同条第12項)

「第10項の告示があるまでは、認可地縁団体となつたこと及び第10項の規定に基づいて告示された事項をもつて第三者に対抗することができない」(同条第13項)

○ 認可の告示は、「法人登記に代わるもの」

○ 告示事項の証明書の交付の制度は、「一般の法人についての登記等の謄抄本の交付に対応するものである。証明書の交付は、・・・市町村の地縁団体台帳(略)の写し(末尾に地方自治法の規定に基づき作成した原本と相違ない旨を記載したもの)を交付することにより行い(略)、台帳は永久保存すべきものである」

(松本英昭「新版 逐条地方自治法第8次改訂版」P1512)

(参考)株式会社の登記(会社法第49条)

「この目的は、会社の成立に関する法律関係が錯綜することを防ぎ、取引の安全を図り、法律関係の明確を図ることである(司法省民事局編・商法中改正法律案理由書[清水書院,1937]33頁)。したがって、本店所在地において会社設立の登記を行わない間は、誰に対する関係でも会社は一律に存在することにはならないし、また、登記後においては第三者の善意悪意、過失の有無を問わず、何びとに対しても会社の存在を主張できることになる(佐々木ほか7頁)と考えるのが通説である。」

(鈴木千佳子「株式会社の設立」(会社法コンメンタール2設立(2))P128)

# 内国法人の法人税の取扱い（法人税法）

法人の種類	公共法人	公益法人等	協同組合等	人格のない社団等	普通法人
法人の性格・目的等	公共の性格を持つ法人 (別表第1)	公益を目的とする法人 (別表第2)	組合員の相互扶助を目的とする法人 (別表第3)	法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの	左記以外の法人
該当法人の例	地方公共団体 地方独立行政法人 地方道路公社 水害予防組合 土地改良区 土地地区画整理組合	市街地再開発組合 健康保険組合 学校法人 社会福祉法人 宗教法人 商工会・商工会議所 公益社団・財団法人(※) 一般社団・財団法人(非営利型)(※)(△) (他法による「みなし」) マンション建替組合(※)(△) 認定非営利特定活動法人(※) 非営利特定活動法人(※)(△) 認可地縁団体(※)(△) 管理組合法人(※)(△)	農業協同組合 漁業協同組合 消費生活協同組合 商店街振興組合 信用金庫 労働金庫	<b>法人格を取得していない地縁による団体</b> PTA 同窓会 同業者団体	株式会社 一般社団・一般財団法人(非営利型以外)
課税対象	納税義務なし	収益事業 ・公益社団・財団法人については、公益目的事業は非課税  「みなし寄附金」 △以外の法人はあり	全所得	収益事業	全所得
税率		19%(所得金額年800万円以下の金額は15%) ※については、23.9%(所得金額年800万円以下の金額は15%)	19%(所得金額年800万円以下の金額は15%)	23.9%(中小法人については、所得金額年800万円以下の金額は15%)	

註1 国税庁ホームページ掲載の税務大学校講本・法人税法(平成28年度版)を参照して事務局にて作成

註2 税率は平27.4.1以後開始事業年度に適用されるもの



# 寄附税制の概要（国税）

寄附金の区分	国・地方公共団体 に対する寄附金		指定寄附金	特定公益増進法人	認定特定非営利活動法人等	一般寄附金
	寄附をした者の取扱い	<例> ・公立高校 ・公立図書館 など		公益を目的とする事業を行う法人等に対する寄附金で公益の増進に寄与し緊急を要する特定の事業に充てられるもの  <例> ・国宝の修復 ・オリンピックの開催 ・赤い羽根の募金 ・私立学校の教育研究等 ・国立大学法人の教育研究等 など	に対する寄附金で法人の主たる目的である業務に関連するもの  【特定公益増進法人】 ○独立行政法人 ○一定の地方独立行政法人 ○日本赤十字社など ○公益社団・財団法人 ○学校法人 ○社会福祉法人 ○更生保護法人（注2）	に対する寄附金で特定非営利活動に係る事業に関連するもの  一般社団・財団法人 特定非営利法人 認可地縁団体
所得税	所得控除	控除額：寄附金※－2千円				なし
	税額控除	なし	一定の寄附金について	控除額：(寄附金※－2千円) × 40% (所得税額の25%を限度)	※総所得の40%を限度 ※総所得の40%を限度 (注1)(注2)	
法人税	全額損金算入(注3)	全額損金算入	以下を限度として損金算入 (資本金等の額の0.375%＋所得金額の6.25%) × 1/2 (注4)		以下を限度として損金算入 (資本金等の額の0.25%＋所得金額の2.5%) × 1/4	
相続税	相続人が、国、公益社団・財団法人、認定特定非営利活動法人等に寄附した相続財産は、原則として非課税(注5)				なし	

(注1) 国立大学法人等(国立大学法人、公立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構・日本学生支援機構)のうち一定の要件(パブリック・サポート・テストや情報公開の要件)を満たすものに対する寄附金で、学生の修学支援事業のために充てられるものについては、所得税の税額控除の対象となる。

(注2) 公益社団・財団法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人のうち一定の要件(パブリック・サポート・テストや情報公開の要件)を満たすものに対する寄附金については、所得税の税額控除の対象となる。

(注3) 認定地方公共団体のまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附金については、全額損金算入に加えて、(寄附金×20%－住民税からの控除額)と寄附金×10%のうちいずれか少ない金額の税額控除(法人税額の5%を限度)ができる。

(注4) 特定公益増進法人及び認定特定非営利活動法人等に対して法人が支出した寄附金のうち損金算入されなかった部分については、一般寄附金とあわせて(資本金等の額の0.25%＋所得金額の2.5%)×1/4を限度として損金算入される。

(注5) 被相続人が遺言により公益社団・財団法人、特定非営利活動法人等の法人に寄附した財産については、原則として相続税は課税されない。

# 公益社団法人と認定特定非営利活動法人の要件

	一般社団法人	特定非営利活動法人	(参考)認可地縁団体
設立目的		<ul style="list-style-type: none"> <li>特定非営利活動を主たる目的</li> </ul> <p>特定非営利活動・・・別表に掲げる活動(保健、医療や社会教育、まちづくり等20種類)に該当する活動であって、<u>不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするもの</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する<u>地域的な共同活動を行うことを目的</u></li> </ul>
社員資格		<ul style="list-style-type: none"> <li>社員の資格の得喪に関して、<u>不当な条件を付さないこと</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>その区域に住所を有するすべての個人は、<u>構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること</u></li> </ul>

	公益社団法人	認定特定非営利活動法人
主な要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>公益目的事業比率が50%以上</li> </ul> <p>公益目的事業・・・学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業(23種類)であって、<u>不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>収支相償であると見込まれる</li> <li>遊休財産額が一定額以下</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>公益目的事業を行うのに必要な技術的能力</li> </ul> <p>技術的能力・・・事業実施のための技術、専門の人材や設備などの能力の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定非営利活動の事業費が80%以上</li> <li>共益的活動の占める割合が50%未満</li> </ul> <p>共益的活動・・・その対象や便益の及ぶ者が、法人の会員といった特定の者に限定されている活動</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>PST(パブリック・サポート・テスト)要件</li> </ul> <p>活動が広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準。法人の過去の実績において次の①～③のいずれかの基準に適合。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>総収入に占める寄附金収入の割合が1/5以上であること</li> <li>各事業年度に3,000円以上の寄附金を平均100人以上から受けること</li> <li>事務所所在地の自治体の条例で個別指定を受けていること</li> </ol>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>相互に密接な関係にある理事・監事が総数の1/3を超えないこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>相互に密接な関係にある理事・監事が総数の1/3を超えないこと</li> </ul>
手続	民間有識者からなる第三者委員会審査を経て、行政庁(内閣府、都道府県)が公益認定	所轄庁(都道府県、政令指定都市)が認定(仮認定)

# 「公共組合」について

## ○「公共組合」の意義

「……国の直接の行政である官治行政に対して、公共団体の行う行政は、公共団体が自己の機関によって、自己の費用をもって、自己の事務として処理するという意味で、自治行政といわれた。そして、この公共団体のうち、地方公共団体は、一定の地域内のすべての住民からなり、広く一般的な地方公共利益を目的とする地域的団体であり、……公共組合は、特定の公の目的を遂行する、一定の社員によって組織される社団法人であるとされる。」

(安本典夫「公共組合」行政法体系7P287)

## ○「公共組合」の特色

- ①統治団体である国、地方公共団体とは一線を画しながら、強制加入制をとること、
- ②設立、解散の認可、設立委員の任命など、設立、解散の統制、
- ③経費の強制徴収など、強制的権能、
- ④特別の行政的監督

などが挙げられることが多い(安本・同ほか)。

## ○「公共組合」として分類される法人の例

土地改良区、土地区画整理組合、健康保険組合、農業共済組合、弁護士会ほか

### (例) 土地改良区(土地改良法)

- ・ 一定の地区内で土地改良事業を行うための団体。
- ・ 土地改良事業への参加資格者15人以上の発意により、計画の概要等を公告し、一定の地域内の参加資格者の2/3の同意を得た上で、都道府県知事の認可を受けて設立。
- ・ 土地改良区の地区内の参加資格者は、当然に組合員となり、土地改良区が行う事業に要する経費を負担(徴収は市町村委任可)。
- ・ 法令等違反に対しては、大臣・都道府県知事による措置命令等。
- ・ 法人税、所得税、登録免許税、不動産取得税、固定資産税等の免税措置。
- ・ 「一定の区域内の土地所有者その他の権利者に直接の利害関係が限られる水利土木事業は、それら利害関係者よりなる社団が事業を行うものとし、それらの者のうち何人かが欠けると事業遂行が極めて困難になり、かつ、その事業の公共性が高い場合には、社団への強制加入性がとられた」(安本・同)

# 「特別地方公共団体」について

## ○「地方公共団体」が成り立つための要素

「一般に、地方公共団体が成り立つためには、三つの要素がなくてはならない。第一は地域的・空間的構成要素(場所的構成要素)であり、一定の地域を画した区域を有することである。第二は人的構成要素であり、その一定の地域内に住所を有するすべての者をもつて、その住民すなわち、団体の構成員とすることである。第三は人的構成要素であり、その地域の範囲内において、その住民によつて構成される団体に対して国法に基づいて法人格が与えられ、事務を処理する権能(自治権)が認められることである。この三つの要素が具わつてはじめて地方公共団体が成立する。」

「近代的な地方公共団体とは、地域と住民に加えて、国家によつて認められた人格と、各種の自治の権能を持つことがその特色であり、国法に基づいて存在し、運営され、国家の統治構造の一環をなすものである。」

(松本英昭「新版 逐条地方自治法 第8次改訂版」P20-21)

(参考)憲法上の「地方公共団体」(最大判昭和38・3・27刑集17巻2号121頁)

「憲法が特に一章を設けて地方自治を保障するにいたつた所以のものは、新憲法の基調とする政治民主化の一環として、住民の日常生活に密接な関連をもつ公共的事務は、その地方の住民の手でその住民の団体が主体となつて処理する政治形態を保障せんとする趣旨」

憲法第93条第2項の地方公共団体といふ得るためには「単に法律で地方公共団体として取り扱われているということだけではならず、事実上住民が経済的文化的に密接な共同生活を営み、共同体意識をもっているという社会的基盤が存在し、沿革的にみても、また現実の行政の上においても、相当程度の自主立法権、自主行政権、自主財政権等地方自治の基本的権能を附与された地域団体であることを必要とするものというべきである」

「…特別区は、その長の公選制が法律によつて認められていたとはいえ、憲法第93条第2項の地方公共団体として認めることはできない」とした。

## ○「特別地方公共団体」の性格

普通地方公共団体は、「上述三つの要素を具えた地方公共団体のうち、一般的な性格を有するものを指し、その存立目的も一般的に公共の利益を図ることであり、賦与されている各種権能も普遍的であるような標準的な地方公共団体をいう」、「存立の目的は、その地域の住民の一般的な福祉の増進である」(同P21)。

一方、特別地方公共団体は、「普通地方公共団体と異なり、一般的普遍的に存在するものではなく、それぞれの存立目的をもつて存在するものであり、その構成、権能、組織等についてそれぞれ特殊なものである」(同P25)。「地方公共団体の組合及び財産区は、その性格、組織及び権能の点からして憲法にいう地方公共団体とはいふに難く、地方自治法上、もつぱら自治政策の見地からする地方公共団体であるとされている」(同P1545)

## ○「特別地方公共団体」とされるもの

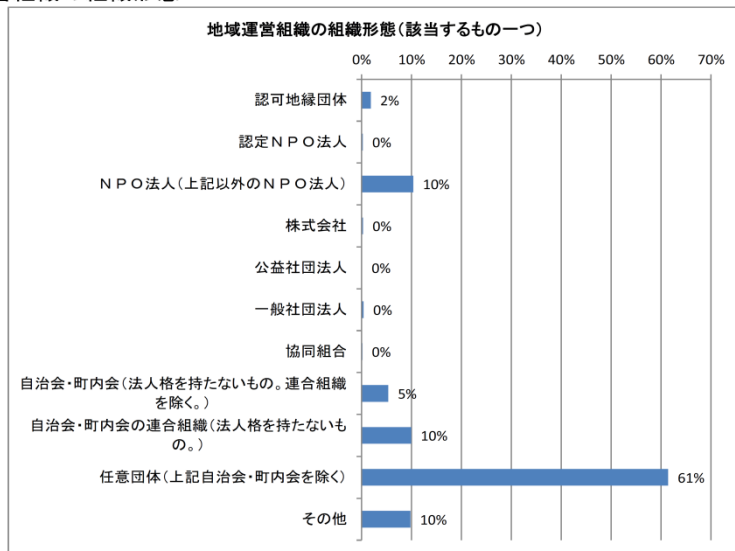
特別区、地方公共団体の組合、財産区(地方自治法第1条の3第3項)、合併特別区(合併特別法第27条)

# 総務省「暮らしを支える地域運営組織に関する調査研究事業報告書」(平成28年3月)(抄)

## (3) 地域運営組織の組織形態

地域運営組織の組織形態については、「任意団体（自治会・町内会（その連合組織を除く）」（61%）が最も多くなっており、「自治会・町内会の連合組織（法人格を持たないもの）」（10%）、「自治会・町内会（法人格を持たないもの。連合組織を除く。）」（5%）を加えると、76%が法人格を持たない任意団体となっている。法人格を有している組織形態の中では、「NPO法人」（10%）が最も多くなっている。

### ■ 地域運営組織の組織形態



組織形態	団体数
認可地縁団体	31
認定NPO法人	4
NPO法人(上記以外のNPO法人)	174
株式会社	5
公益社団法人	2
一般社団法人	7
協同組合	3
自治会・町内会(法人格を持たないもの。連合組織を除く。)	90
自治会・町内会の連合組織(法人格を持たないもの。)	167
任意団体(上記自治会・町内会を除く)	1032
その他	165

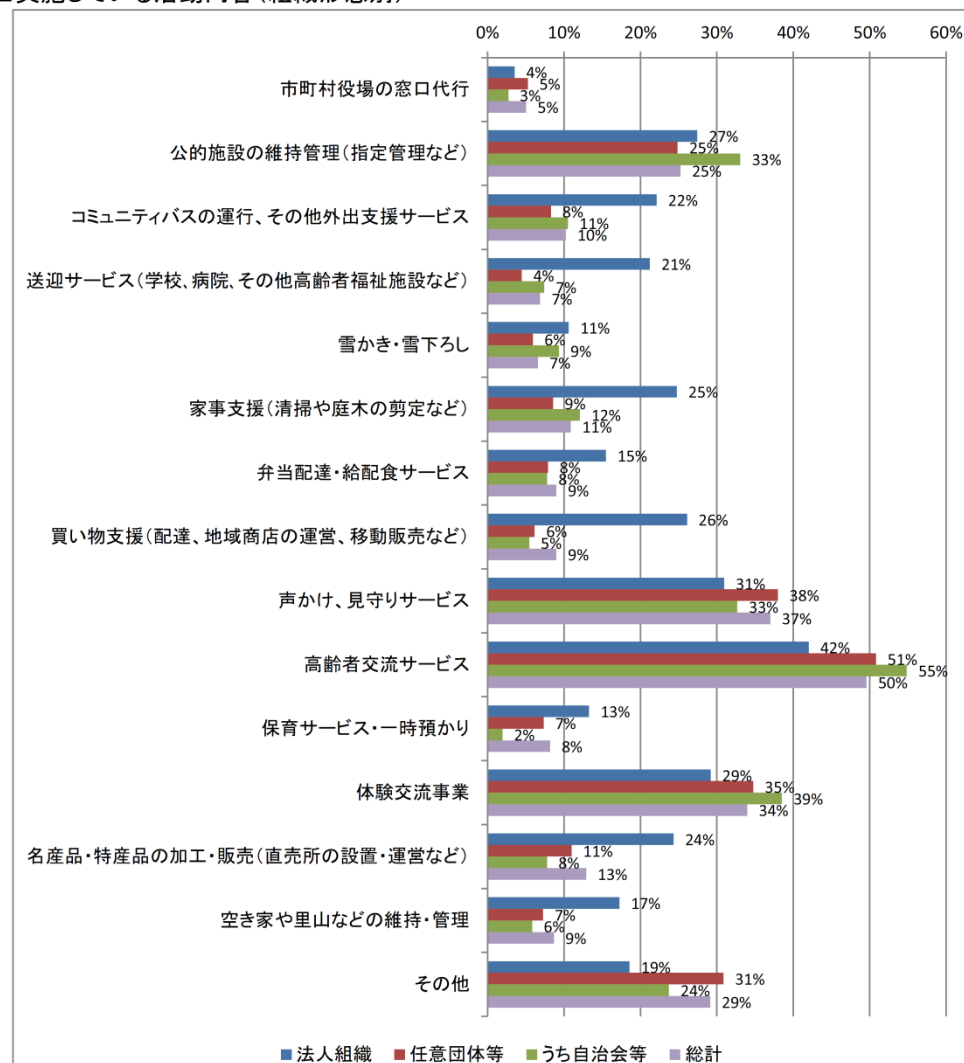
※ 以下、組織形態別の分析を行うにあたっては、次の3つの区分により分析することとする。  
 ・法人組織：認可地縁団体、NPO法人（認定NPO法人を含む。）、株式会社、公益社団法人、一般社団法人、協同組合  
 ・任意団体等：自治会・町内会（法人格を持たないもの。連合組織を含む。）、任意団体（自治会・町内会を除く。）、その他  
 ・うち自治会等：任意団体等のうち自治会・町内会（法人格を持たないもの。連合組織を含む。)

## (6) 地域運営組織の活動内容

地域運営組織の活動内容については、総計でみると、「高齢者交流サービス」（50%）が最も多くなっており、次いで「声かけ・見守りサービス」（37%）となっており、高齢者等の暮らしを支える活動が多くなっている。

このほか、「体験交流事業」（34%）、「公的施設の維持管理（指定管理など）」（25%）、「名産品・特産品の加工・販売（直売所の設置・運営など）」（13%）も一定の回答があるなど、「公」・「民」・「共」の領域に跨がった幅広い活動が行われている。

### ■ 実施している活動内容(組織形態別)



# 認可地縁団体制度の概要

## 1. 制度の概要

### (1) 地縁による団体

町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体

### (2) 認可を受けた地縁による団体の権利能力

法律上の権利義務の主体となり、認可地縁団体は法人格を有し、土地、集会施設等の不動産を団体名義で登記できる。  
また、団体の活動に資する財産を団体名義で所有、借用できる。

### (3) 市町村長による認可要件

- ① その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること
- ② その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること
- ③ その区域に住所を有する全ての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員になっていること

#### ④ 規約を定めていること

※ 規約に定める事項(法律で義務付けられているもの)

目的、名称、区域、事務所の所在地、構成員の資格に関する事項、代表者に関する事項、会議に関する事項、資産に関する事項

## 2. 認可状況

平成25年4月1日現在:44,008団体(全国の市町村の約83%に所在)※参考:地縁団体数 298,700団体(総務省調べ)

## 3. 主な特徴

### (1) 保有財産

○地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等※を保有しているか、保有する予定があることが認可の前提

※不動産又は不動産に関する権利等とは、

- ① 不動産登記法第3条各号に掲げる登記することができる権利(土地、建物の所有権、地上権、永小作権、地役権、先取特権、質権、抵当権、貸借権、採石権)
- ② 立木の所有権、抵当権
- ③ 登録を要する金融資産(国債、地方債、社債)
- ④ ①～③のほか地域的な共同活動に資する資産(例えば、地縁による団体が地域社会の維持形成のため、当該区域において実施する除雪のための車両、福祉の用に供する車両又は警備の用に供する車両や船舶等)

### 3. 主な特徴(つづき)

#### (2) 構成員

- 区域に住所を有する全ての個人は構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。なお、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。
- 構成員は個人のみが対象であり、団体は構成員となることができない。なお、団体の意思決定への参加や直接の活動は行わないものの、規約等に「賛助会員」として位置付け、その活動に参加することは可能であると考えられる。

#### (3) 総会等

- 総会は団体の最高意思決定機関であり、すべての構成員をもって構成されるものである。なお、総会を度々招集することは実際にはきわめて困難であることから、規約に定めることにより、役員会において実務上の執行に関する事項等を決定することができる。

#### (4) 活動内容

- 地方自治法上、目的や事業に特段の制限はなく、規約に定めた範囲で活動できる。  
活動例: 区域における集会施設の維持・管理、清掃等の環境整備活動、寝たきり老人への慰問等の社会福祉活動、スポーツ大会、レクリエーション活動等

#### (5) 作成すべき書類

- 地方自治法上、作成が義務付けられているものは財産目録のみであるが、事業計画・事業報告及び予算・決算は団体にとって重要事項であるから、規約に定めて作成することが適当である。

# 地縁による団体の認可事務の状況等に関する調査結果（抄）

（調査基準日：原則として平成25年4月1日）

## 1. 名称別地縁団体総数の状況

市町村（特別区を含む。以下同じ。）が把握している地縁団体総数及び名称別内訳は、表1のとおり。

表1

（単位：団体、％）

区分	自治会	町内会	町会	部落会	区会	区	その他	合計
団体数	130,921	66,637	18,557	5,746	4,166	37,778	34,895	298,700
構成比	(43.8)	(22.3)	(6.2)	(1.9)	(1.4)	(12.6)	(11.7)	(100.0)

## 2. 年度別認可地縁団体総数の状況

地方自治法（以下「法」という。）第260条の2第2項に定められた要件に該当する地縁団体の代表者が、市町村長に認可を申請し、市町村長はこの要件に該当していると認めるときは認可することとなり、また、法第260条の2第14項により、認可地縁団体が所定の要件を欠くこととなった等の場合には、当該市町村長はその認可を取り消すことができることとされている。

平成20年度以降の各年度の末日時点における認可地縁団体総数等は、表2のとおり。

表2

（単位：団体、％）

区 分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
認可地縁団体総数	37,297	39,090	40,776	42,397	44,008
（対前年度増加率）	(-)	(4.8)	(4.3)	(4.0)	(3.8)
当該期間中の認可団体数	1,721	1,801	1,691	1,632	1,619
当該期間中の認可取消団体数	32	8	5	11	8

（注）「認可地縁団体総数」は、各年度の末日時点における認可地縁団体総数である。



### 3. 目的別認可地縁団体数の状況

法第260条の2第2項第4号において、地縁団体が認可を申請する際には、当該地縁団体の目的等を掲げた規約を定めていることが必要であり、その目的には、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことが求められている。

認可地縁団体を規約に定められた目的別に分類すると、表3のとおり。

表3(複数回答あり) (単位:団体、%)

区 分	団体数	(割合)
住民相互の連絡(回覧版、会報の回付等)	37,571	(85.4)
集会施設の維持管理	34,103	(77.5)
区域の環境美化、清掃活動	36,531	(83.0)
道路、街路灯等の整備・修繕等	8,287	(18.8)
防災、防火	13,548	(30.8)
交通安全、防犯	11,733	(26.7)
盆踊り、お祭り、敬老会、成人式等の行事開催	12,083	(27.5)
スポーツ・レクリエーション活動	12,617	(28.7)
文化レクリエーション活動	13,277	(30.2)
慶弔	3,983	(9.1)
独居老人訪問等社会福祉活動	5,852	(13.3)
行政機関に対する要望、陳情等	5,273	(12.0)
その他	11,663	(26.5)

(注)「割合」は、認可地縁団体総数に対する割合である。

## 4. 認可地縁団体の認可時における構成員数の規模別地縁団体数等の状況

法第260条の2第2項第3号において、地縁団体の認可要件の一つとして「その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること」とされている。

認可地縁団体の認可時における構成員数の規模別認可地縁団体数及び加入率別内訳の状況は、表4のとおり。

表4

(単位:団体)

区 分	認可地縁 団体数	加入率別内訳			
		50%未満	50～70%	70～90%	90～100%
50人未満	776	62	62	144	508
50人以上～ 100人未満	1,312	53	128	293	838
100人以上～ 300人未満	3,106	55	320	789	1,942
300人以上～ 500人未満	1,237	21	197	358	661
500人以上～1,000人未満	1,099	32	208	383	476
1,000人以上	931	25	260	356	290
合 計	8,461	248	1,175	2,323	4,715

(注)

- 1 「認可地縁団体数」は、平成20年度から平成24年度までの間に認可を受けた地縁団体の数である。
- 2 「加入率」は、区域内の住民総数に対する認可地縁団体の認可時における構成員数の割合である。
- 3 東日本大震災により認可当時の資料が滅失したため、規模及び加入率が不明である団体が3団体ある。

## 5. 保有資産別認可地縁団体数の状況

市町村長の認可を申請する地縁団体の代表者は、不動産又は不動産に関する権利等を保有している団体にあつては保有資産目録を、申請時にこれらの不動産等を保有することを予定している団体にあつては保有予定資産目録を申請時には備えておく必要がある。

認可地縁団体の保有資産目録及び保有予定資産目録に記載されている保有資産別の認可地縁団体数を見ると、表5のとおり。

表5(複数回答あり) (単位:団体、%)

区 分	団体数	(割合)
土地の所有権	36,907	(82.0)
土地の賃借権	1,711	(3.9)
建物の所有権	27,087	(61.6)
建物の賃借権	235	(0.5)
立木の所有権	673	(1.5)
立木の抵当権	21	(0.0)
国 債	76	(0.2)
地方債	2	(0.0)
社 債	63	(0.1)
その他	1,904	(4.3)

(注)「割合」は、認可地縁団体総数に対する割合である。

# 地縁型の法人制度に関する意見

	設立目的	設立手続	構成員	地域代表性	意思決定手続	計算書類の作成・公表
<p>まち・ひと・しごと創生本部</p> <p>「地域の課題解決を目指す地域運営組織—その量的拡大と質的向上に向けて—最終報告」(平成28年12月13日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動の多様化に対応し、...経済活動を行うためには、権利能力を取得することができるようにすることが望ましい</li> <li>・財産を保有せずに何らかの経済活動を行う場合など多様な組織が想定されることに留意が必要</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地縁型組織という性格上、組織の意思決定は、あくまで地域の住民によって行われるべき</li> <li>・議決権を有する構成員については地域の住民に限るものとするのが適当</li> <li>・結社の自由の観点から団体への加入には本人の明確な意思表示が必要</li> <li>・構成員名簿の作成は地縁型組織においても必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の法人類型に限って行政との関係における地域代表性を付与する制度を創設することについては、<u>慎重な検討が必要</u></li> <li>・あくまで法的には住民が自主的に組織して活動する私的組織であって、行政の下請け的機能を果たす団体と捉えるべきではない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・構成員が多数になる場合には、常に全構成員からなる総会で意思決定していくのは困難な状況が生じてきている。<u>総代会類似の意思決定の仕組みを設けることも考えられる</u>(例:農業協同組合、消費生活協同組合)</li> <li>・<u>内部監査を行う監事について...</u>経済活動を行う場合には、その設置を義務付ける仕組みも考えられる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地縁型組織については...一律に計算書類等の作成について義務付けを行うことは適当でないが、<u>経済活動を行う団体の場合には、取引の安全及び第三者保護の観点から、一定の計算書類等についての作成・公開を義務付ける仕組みも考えられる</u></li> </ul>
<p>小規模多機能自治推進ネットワーク会議(代表・雲南市長)</p> <p>「法人格の検討にあたっての補足意見」(平成28年5月20日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財産上の権利に限らず、<u>地域運営そのものを目的とするもの</u></li> <li>・暮らしを支える事業活動も<u>認可の対象とすべき</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人登記を義務付け(対外的取引活動をする場合、第三者の権利擁護のため)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>構成員名簿の提出は不要</u>(人口移動の激しい地域で名簿を逐次整備しておくことは非現実的)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「相当数の者が現に会員となっていると認め」る場合に、「<u>市町村長が地域代表制を認める</u>」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・代表権は一人に限定しない(代表者に事故がある時の取引活動が阻害される恐れ)</li> <li>・<u>規約で定めた場合は、代議制を可能とする</u>(委任状方式では規模の大きな組織では運営が困難)</li> <li>・<u>理事会(役員会)による意思決定ができるようにする</u>(事業活動を想定し、機動性ある意思決定を可能とするため)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>活動状況や財務情報の開示を規定</u>(対外的取引活動を考慮した場合、第三者の権利擁護のため)</li> </ul>

# 「今後の行政改革の方針」（平成16年12月24日閣議決定） 別紙3「公益法人制度改革の基本的枠組み」

## 公益法人制度改革の基本的枠組み（抄）

「公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針」（平成15年6月27日閣議決定）に基づき、公益法人制度改革の基本的枠組みを以下のとおり具体化する。

### 1. 改革の方向性

#### （1）改革の趣旨

我が国において、個人の価値観が多様化し、社会のニーズが多岐にわたってきている中、行政部門や民間営利部門では満たすことのできない社会のニーズに対応する多様なサービスを提供し得る民間非営利部門を、社会経済システムの中に積極的に位置付けることが重要である。

（略）

このため、こうした諸問題に適切に対処する観点から現行の公益法人制度を抜本的に見直し、広く民間非営利部門の活動の健全な発展を促進することが重要な課題となっている。

#### （2）基本的な仕組み

現行の公益法人の設立に係る許可主義を改め、法人格の取得と公益性の判断を分離することとし、公益性の有無に関わらず、準則主義（登記）により簡便に設立できる一般的な非営利法人制度を創設する。

（略）

# 社団の設立目的と社員資格

	一般社団法人	特定非営利活動法人	認可地縁団体
設立目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定款事項</li> <li>・法律上の制限なし</li> </ul> <p>(参考)旧社団・財団法人 「学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益に関する社団又は財団であつて、営利を目的としないもの」(旧民法第34条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定款事項</li> <li>・「特定非営利活動を主たる目的」(特定非営利活動促進法第2条第2項)</li> <li>・「その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類」も定款事項</li> <li>※「特定非営利活動」</li> <li>「別表に掲げる活動に該当する活動であつて、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするもの」(同法第2条第1項)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規約事項</li> <li>・「<u>地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため</u>」(自治法第260条の2第1項)</li> <li>・「その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行つていると認められること」が認可要件(同条第2項第1号)</li> </ul>
社員資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定款事項(「社員の資格の得喪に関する規定」) (一般社団法人・一般財団法人法第11条第1項第5号)</li> <li>・法律上の制限なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定款事項(「社員の資格の得喪に関する事項」) (特定非営利活動促進法第11条第1項第5号)</li> <li>・「社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと」(同法第2条第2項第1号イ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規約事項(「区域」「構成員の資格に関する事項」) (自治法第260条の2第3項第4号、第5号)</li> <li>・「<u>その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となつていること。</u>」(同条第2項第3号)</li> <li>・「当該地縁による団体が相当の期間にわたつて存続している区域の現況によらなければならない。」(同条第4項)</li> <li>・「<u>正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。</u>」(同条第7項)</li> <li>・「認可地縁団体は、民主的な運営の下に、自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。」(同条第8項)</li> </ul>

# 社員名簿の作成義務

	一般社団法人	特定非営利活動法人	認可地縁団体
作成義務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社員名簿(社員の氏名又は名称及び住所を記載し、又は記録した名簿)を作成しなければならない。また、その主たる事務所に備え置かなければならない。(一般社団法人・一般財団法人法第31条、第32条第1項)</li> <li>・義務違反には過料(同法342条第1項第7-8号)</li> </ul> <p>(参考)「社員は一般社団法人を構成し、一般社団法人の重要な意思決定権限を有する社員総会を構成するので、一般社団法人は社員の氏名や住所を把握しておく必要がある。そのため、一般社団法人には、社員名簿作成義務がある。」(熊谷即一「逐条解説 一般社団・財団法人法」P60)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「前事業年度の末日における社員のうち十人以上の者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所又は居所を記載した書面」を作成し、翌々事業年度の末日までの間、その事務所に備え置かなければならない。」(特定非営利活動促進法第28条第1項)</li> <li>・義務違反には過料(同法80条第4号)</li> </ul> <p>(参考)「最低限10名の社員の住所・氏名が書かれた名簿が開示されるだけであり、それ以上の社員名簿の開示は、その団体の判断に任されている。」(堀田力・雨宮孝子「NPO法コンメンタールー特定非営利活動促進法の逐条解説」P193)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。」(自治法第260条の4第2項)</li> </ul>
関連規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社員は、社員名簿の閲覧・謄写を請求可。(一般社団法人・一般財団法人法第32条第2項)</li> <li>・社員に対する通知・催告は、社員名簿に記載した住所にあてて発すれば足りる。(同法第33条第1項)</li> <li>・社員総会招集には、社員に「通知を発しなければならない」(理事会設置の場合等は書面による)(同法第38条)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社員その他の利害関係人は、上記書面を閲覧を請求可。(特定非営利活動促進法第28条第3項)</li> <li>・上記書面は、毎年1回所轄庁に提出され、所轄庁は、閲覧請求があった場合には閲覧させなければならない。(同法第29条)</li> <li>・「十人以上の社員を有するものであること。」は設立認証要件。(同法第12条第1項第4号)</li> <li>・社員総会招集の通知は、定款に定めた方法(同法第14条の4)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総会招集の通知は、規約で定めた方法(自治法第260条の15)</li> </ul>

# 総会に代わるべき総代会

	商工会	中小企業等協同組合	農業協同組合
要件	会員総数200人超の場合に定款で設置可	組合員総数200人超の場合に定款で設置可	組合員総数500人超の場合に定款で設置可
選挙	定款で定めるところにより、会員のうちから、その住所、事業の種類等に応じて公平に選挙 (無記名投票・一人一票)	定款で定めるところにより、組合員のうちから、その住所、事業の種類等に応じて公平に選挙 (無記名投票・一人一票)	定款で定めるところにより、組合員のうちから、総会において選挙 定款の定めにより総会外も可 (無記名投票・一人一票)
定数	選挙時の会員総数の2/10 (会員総数500人超の場合100人)以上で定款で定める	選挙時の組合員総数の1/10 (会員総数1,000人超の場合100人)以上で定款で定める	選挙時の組合員総数の1/5 (会員総数2,500人超の場合500人)以上で定める
任期	3年以内で定款で定める期間	3年以内で定款で定める期間	3年以内で定款で定める期間
総会との関係	<p>一定の事項について総会に権限留保は可能。総代会の議決事項については、総代会が唯一の決定機関  <small>(「新版 商工会法の解説」(中小企業庁)P187、同旨「中小企業等協同組合法逐条解説」(中小企業庁監修・全国中小企業団体中央会編集P227-228)。「農業協同組合法 第二版」(明田作)P350-351)も同旨だが、総代会は便宜上やむを得ないために設けられたものであり、総会における決議は認めるべきとの説があるとの紹介あり)。</small></p>		

※ 一般社団法人、特定非営利活動法人に関し、総代会に係る規定は設けられていない。



# 一般社団法人における総代会の可否

「一般社団法人制度では、民法の社団法人の場合と同様に、社員の中から「総代」や「代議員」を選出し、法人に関する重要事項を決定する制度を法定していません。その主な理由は、民法上の社団法人が定款の定めによって採用している総代会や代議員制には様々な種類、形態があり、どのタイプが法定する仕組みとして相応しいものであるかを一義的に決定することが困難であり、かつ、あるタイプを法定すると別のタイプは不適法となるおそれが高かったためです。そこで、いわゆる総代会や代議員制については、民法の場合と同様に、個々の法人の実情に応じ、法人法の他の規定に違反しない限度において、定款の定めにより、いわゆる総代会や代議員制と同様に規律を実現することが相当と考えられます。

したがって、例えば、団体の構成員が極めて多数に上り、その全員を社員とすると社員総会自体の合理的な運営自体が困難となるおそれが高い法人にあつては、構成員の中から「法人法上の社員」を定める規定を定款に設けることにより法人の合理的な意思決定を実現することが可能であると解されます。また、構成員全員を「法人法上の社員」としつつ、個々の社員の議決権の内容を定款で定めることにより、例えば、役員を選任等については一部の社員の決議によって行うことも可能と解されます。ただし、後者の場合、社員である以上、定款変更に関する議決権を奪うことは定款の定めによっても許されないものと解されます。」

(宇賀克也・野口宣大「Q&A 新しい社団・財団法人の設立・運営」P18-19)

(参考)認可地縁団体に係る地方自治法の規定

「その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、…」

(第260条の2第2項第3号)

「認可地縁団体の各構成員の表決権は、平等とする。」(第260条の18第1項)

# 認可地縁団体の認可の告示・告示事項の証明書

「市町村長は、第一項の認可をしたときは、総務省令で定めるところにより、これを告示しなければならない」(自治法第260条の2第10項)

「何人も、市町村長に対し、総務省令で定めるところにより、第十項の規定により告示した事項に関する証明書の交付を請求することができる。この場合において、当該請求をしようとする者は、郵便又は信書便により、当該証明書の送付を求めることができる。」(同条第12項)

「第10項の告示があるまでは、認可地縁団体となつたこと及び第10項の規定に基づいて告示された事項をもつて第三者に対抗することができない」(同条第13項)

○ 認可の告示は、「法人登記に代わるもの」

○ 告示事項の証明書の交付の制度は、「一般の法人についての登記等の謄抄本の交付に対応するものである。証明書の交付は、・・・市町村の地縁団体台帳(略)の写し(末尾に地方自治法の規定に基づき作成した原本と相違ない旨を記載したもの)を交付することにより行い(略)、台帳は永久保存すべきものである」

(松本英昭「新版 逐条地方自治法第8次改訂版」P1512)

(参考)株式会社の登記(会社法第49条)

「この目的は、会社の成立に関する法律関係が錯綜することを防ぎ、取引の安全を図り、法律関係の明確を図ることである(司法省民事局編・商法中改正法律案理由書[清水書院,1937]33頁)。したがって、本店所在地において会社設立の登記を行わない間は、誰に対する関係でも会社は一律に存在することにはならないし、また、登記後においては第三者の善意悪意、過失の有無を問わず、何びとに対しても会社の存在を主張できることになる(佐々木ほか7頁)と考えるのが通説である。」

(鈴木千佳子「株式会社の設立」(会社法コンメンタール2設立(2))P128)

# 内国法人の法人税の取扱い（法人税法）

法人の種類	公共法人	公益法人等	協同組合等	人格のない社団等	普通法人
法人の性格・目的等	公共の性格を持つ法人 (別表第1)	公益を目的とする法人 (別表第2)	組合員の相互扶助を目的とする法人 (別表第3)	法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの	左記以外の法人
該当法人の例	地方公共団体 地方独立行政法人 地方道路公社 水害予防組合 土地改良区 土地地区画整理組合	市街地再開発組合 健康保険組合 学校法人 社会福祉法人 宗教法人 商工会・商工会議所 公益社団・財団法人(※) 一般社団・財団法人(非営利型)(※)(△) (他法による「みなし」) マンション建替組合(※)(△) 認定非営利特定活動法人(※) 非営利特定活動法人(※)(△) 認可地縁団体(※)(△) 管理組合法人(※)(△)	農業協同組合 漁業協同組合 消費生活協同組合 商店街振興組合 信用金庫 労働金庫	<b>法人格を取得していない地縁による団体</b> PTA 同窓会 同業者団体	株式会社 一般社団・一般財団法人(非営利型以外)
課税対象	納税義務なし	収益事業 ・公益社団・財団法人については、公益目的事業は非課税  「みなし寄附金」 △以外の法人はあり	全所得	収益事業	全所得
税率		19%(所得金額年800万円以下の金額は15%) ※については、23.9%(所得金額年800万円以下の金額は15%)	19%(所得金額年800万円以下の金額は15%)	23.9%(中小法人については、所得金額年800万円以下の金額は15%)	

註1 国税庁ホームページ掲載の税務大学校講本・法人税法(平成28年度版)を参照して事務局にて作成

註2 税率は平27.4.1以後開始事業年度に適用されるもの

# 寄附税制の概要（国税）

寄附金の区分	国・地方公共団体	指定寄附金	特定公益増進法人	認定特定非営利活動法人等	一般寄附金
	寄附をした者の取扱い	に対する寄附金 <例> ・公立高校 ・公立図書館 など	公益を目的とする事業を行う法人等に対する寄附金で公益の増進に寄与し緊急を要する特定の事業に充てられるもの <例> ・国宝の修復 ・オリンピックの開催 ・赤い羽根の募金 ・私立学校の教育研究等 ・国立大学法人の教育研究等 など	に対する寄附金で法人の主たる目的である業務に関連するもの 【特定公益増進法人】 ○独立行政法人 ○一定の地方独立行政法人 ○日本赤十字社など ○公益社団・財団法人 ○学校法人 ○社会福祉法人 ○更生保護法人（注2）	に対する寄附金で特定非営利活動に係る事業に関連するもの 一般社団・財団法人 特定非営利法人 認可地縁団体
所得税	所得控除	控除額：寄附金※－2千円			なし
	税額控除	なし	一定の寄附金について	控除額：（寄附金※－2千円）×40% （所得税額の25%を限度）	
法人税	全額損金算入（注3）	全額損金算入	以下を限度として損金算入 （資本金等の額の0.375%＋所得金額の6.25%）×1/2 （注4）	以下を限度として損金算入 （資本金等の額の0.25%＋所得金額の2.5%）×1/4	
相続税	相続人が、国、公益社団・財団法人、認定特定非営利活動法人等に寄附した相続財産は、原則として非課税（注5）				なし

（注1）国立大学法人等（国立大学法人、公立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構・日本学生支援機構）のうち一定の要件（パブリック・サポート・テストや情報公開の要件）を満たすものに対する寄附金で、学生の修学支援事業のために充てられるものについては、所得税の税額控除の対象となる。

（注2）公益社団・財団法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人のうち一定の要件（パブリック・サポート・テストや情報公開の要件）を満たすものに対する寄附金については、所得税の税額控除の対象となる。

（注3）認定地方公共団体のまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附金については、全額損金算入に加えて、（寄附金×20%－住民税からの控除額）と寄附金×10%のうちいずれか少ない金額の税額控除（法人税額の5%を限度）ができる。

（注4）特定公益増進法人及び認定特定非営利活動法人等に対して法人が支出した寄附金のうち損金算入されなかった部分については、一般寄附金とあわせて（資本金等の額の0.25%＋所得金額の2.5%）×1/4を限度として損金算入される。

（注5）被相続人が遺言により公益社団・財団法人、特定非営利活動法人等の法人に寄附した財産については、原則として相続税は課税されない。

出典：財務省ホームページ（[http://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/corporation/217.htm](http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/corporation/217.htm)）掲載の資料に事務局にて加筆（色部分）

# 公益社団法人と認定特定非営利活動法人の要件

	一般社団法人	特定非営利活動法人	(参考)認可地縁団体
設立目的		<ul style="list-style-type: none"> <li>特定非営利活動を主たる目的</li> </ul> <p>特定非営利活動・・・別表に掲げる活動(保健、医療や社会教育、まちづくり等20種類)に該当する活動であって、<u>不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするもの</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する<u>地域的な共同活動を行うことを目的</u></li> </ul>
社員資格		<ul style="list-style-type: none"> <li>社員の資格の得喪に関して、<u>不当な条件を付さないこと</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>その区域に住所を有するすべての個人は、<u>構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること</u></li> </ul>

	公益社団法人	認定特定非営利活動法人
主な要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>公益目的事業比率が50%以上</li> </ul> <p>公益目的事業・・・学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業(23種類)であって、<u>不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>収支相償であると見込まれる</li> <li>遊休財産額が一定額以下</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>公益目的事業を行うのに必要な技術的能力</li> </ul> <p>技術的能力・・・事業実施のための技術、専門の人材や設備などの能力の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定非営利活動の事業費が80%以上</li> <li>共益的活動の占める割合が50%未満</li> </ul> <p>共益的活動・・・その対象や便益の及ぶ者が、法人の会員といった特定の者に限定されている活動</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>PST(パブリック・サポート・テスト)要件</li> </ul> <p>活動が広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準。法人の過去の実績において次の①～③のいずれかの基準に適合。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 総収入に占める寄附金収入の割合が1/5以上であること</li> <li>② 各事業年度に3,000円以上の寄附金を平均100人以上から受けること</li> <li>③ 事務所所在地の自治体の条例で個別指定を受けていること</li> </ol>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>相互に密接な関係にある理事・監事が総数の1/3を超えないこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>相互に密接な関係にある理事・監事が総数の1/3を超えないこと</li> </ul>
手続	民間有識者からなる第三者委員会審査を経て、行政庁(内閣府、都道府県)が公益認定	所轄庁(都道府県、政令指定都市)が認定(仮認定)

# 「公共組合」について

## ○「公共組合」の意義

「……国の直接の行政である官治行政に対して、公共団体の行う行政は、公共団体が自己の機関によって、自己の費用をもって、自己の事務として処理するという意味で、自治行政といわれた。そして、この公共団体のうち、地方公共団体は、一定の地域内のすべての住民からなり、広く一般的な地方公共利益を目的とする地域的団体であり、……公共組合は、特定の公の目的を遂行する、一定の社員によって組織される社団法人であるとされる。」

(安本典夫「公共組合」行政法体系7P287)

## ○「公共組合」の特色

- ①統治団体である国、地方公共団体とは一線を画しながら、強制加入制をとること、
- ②設立、解散の認可、設立委員の任命など、設立、解散の統制、
- ③経費の強制徴収など、強制的権能、
- ④特別の行政的監督

などが挙げられることが多い(安本・同ほか)。

## ○「公共組合」として分類される法人の例

土地改良区、土地区画整理組合、健康保険組合、農業共済組合、弁護士会ほか

### (例) 土地改良区(土地改良法)

- ・一定の地区内で土地改良事業を行うための団体。
- ・土地改良事業への参加資格者15人以上の発意により、計画の概要等を公告し、一定の地域内の参加資格者の2/3の同意を得た上で、都道府県知事の認可を受けて設立。
- ・土地改良区の地区内の参加資格者は、当然に組合員となり、土地改良区が行う事業に要する経費を負担(徴収は市町村委任可)。
- ・法令等違反に対しては、大臣・都道府県知事による措置命令等。
- ・法人税、所得税、登録免許税、不動産取得税、固定資産税等の免税措置。
- ・「一定の区域内の土地所有者その他の権利者に直接の利害関係が限られる水利土木事業は、それら利害関係者よりなる社団が事業を行うものとし、それらの者のうち何人が欠けると事業遂行が極めて困難になり、かつ、その事業の公共性が高い場合には、社団への強制加入性がとられた」(安本・同)

# 「特別地方公共団体」について

## ○「地方公共団体」が成り立つための要素

「一般に、地方公共団体が成り立つためには、三つの要素がなくてはならない。第一は地域的・空間的構成要素(場所的構成要素)であり、一定の地域を画した区域を有することである。第二は人的構成要素であり、その一定の地域内に住所を有するすべての者をもつて、その住民すなわち、団体の構成員とすることである。第三は人的構成要素であり、その地域の範囲内において、その住民によつて構成される団体に対して国法に基づいて法人格が与えられ、事務を処理する権能(自治権)が認められることである。この三つの要素が具わつてはじめて地方公共団体が成立する。」

「近代的な地方公共団体とは、地域と住民に加えて、国家によつて認められた人格と、各種の自治の権能を持つことがその特色であり、国法に基づいて存在し、運営され、国家の統治構造の一環をなすものである。」

(松本英昭「新版 逐条地方自治法 第8次改訂版」P20-21)

(参考)憲法上の「地方公共団体」(最大判昭和38・3・27刑集17巻2号121頁)

「憲法が特に一章を設けて地方自治を保障するにいたつた所以のものは、新憲法の基調とする政治民主化の一環として、住民の日常生活に密接な関連をもつ公共的事務は、その地方の住民の手でその住民の団体が主体となつて処理する政治形態を保障せんとする趣旨」

憲法第93条第2項の地方公共団体といふ得るためには「単に法律で地方公共団体として取り扱われているということだけではならず、事実上住民が経済的文化的に密接な共同生活を営み、共同体意識をもっているという社会的基盤が存在し、沿革的にみても、また現実の行政の上においても、相当程度の自主立法権、自主行政権、自主財政権等地方自治の基本的権能を附与された地域団体であることを必要とするものというべきである」

「…特別区は、その長の公選制が法律によつて認められていたとはいえ、憲法第93条第2項の地方公共団体として認めることはできない」とした。

## ○「特別地方公共団体」の性格

普通地方公共団体は、「上述三つの要素を具えた地方公共団体のうち、一般的な性格を有するものを指し、その存立目的も一般的に公共の利益を図ることであり、賦与されている各種権能も普遍的であるような標準的な地方公共団体をいう」、「存立の目的は、その地域の住民の一般的な福祉の増進である」(同P21)。

一方、特別地方公共団体は、「普通地方公共団体と異なり、一般的普遍的に存在するものではなく、それぞれの存立目的をもつて存在するものであり、その構成、権能、組織等についてそれぞれ特殊なものである」(同P25)。「地方公共団体の組合及び財産区は、その性格、組織及び権能の点からして憲法にいう地方公共団体とはいふ難く、地方自治法上、もつぱら自治政策の見地からする地方公共団体であるとされている」(同P1545)

## ○「特別地方公共団体」とされるもの

特別区、地方公共団体の組合、財産区(地方自治法第1条の3第3項)、合併特別区(合併特別法第27条)

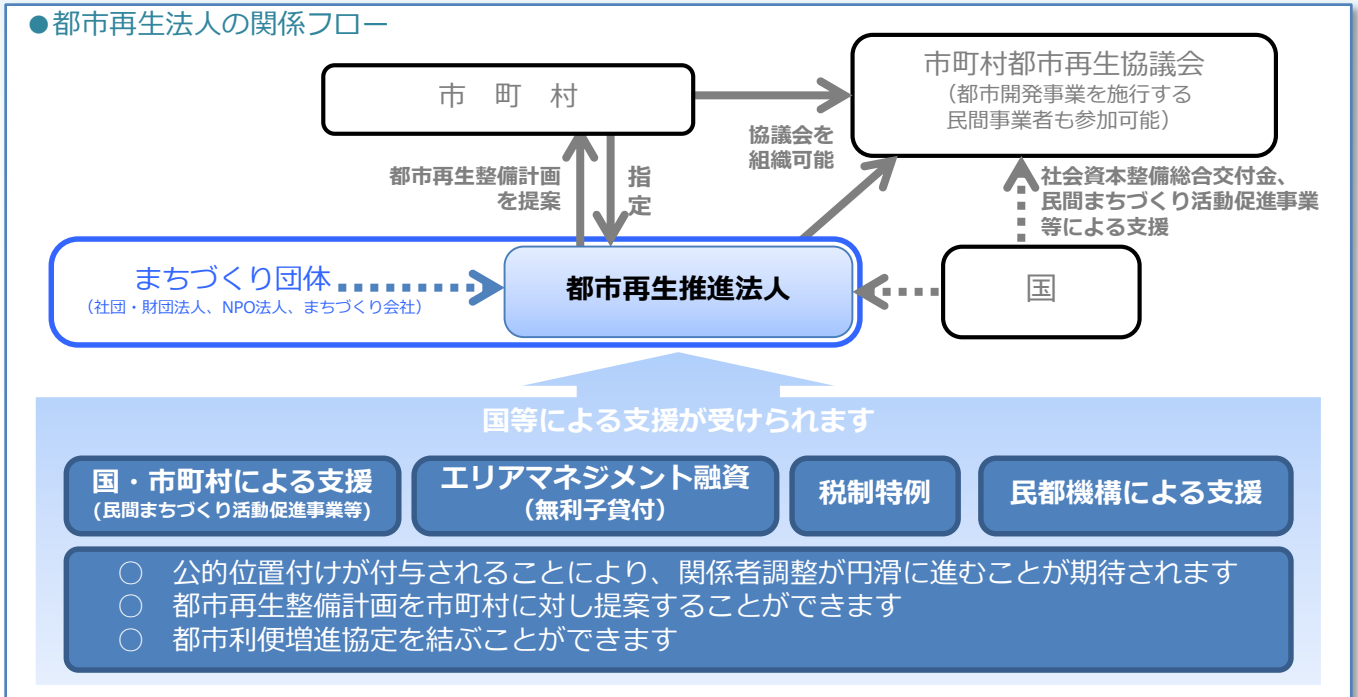
# 地方公共団体と公共組合

	市町村(普通地方公共団体)	合併特例区(特別地方公共団体)	財産区(特別地方公共団体)	水害予防組合(公共組合)	土地改良区(公共組合)
区域	・市町村の区域(自治法第5条第1項)	・規約で定められた、合併市町村の区域の全部又は一部の区域であって、一又は二以上の合併関係市町村の区域であつた区域(合併特例法第26条、第31条第1項第2号)	・市町村の一部の区域(自治法第294条第1項)	・都道府県知事が指定する組合区域(水害予防組合法第10条)	・設立手続を経て定められた一定の区域(土地改良法第5-10条)
構成員	・市町村の住民(市町村の区域内に住所を有する者)(自治法第10条第1項)			・水害予防組合の区域内において土地、家屋等を所有する者及び所有権以外の権原に基づく占有者(水害予防組合法第8条)	・土地改良区の地区内にある土地につき土地改良事業に参加する資格を有する者(土地改良法第11条)
執行機関	・長(自治法第139条第2項) ＜選挙権を有する者が投票により選挙＞ ほか	・長(合併特例法第33条) ＜合併市町村の長が選任＞	・以下のうちいずれか。 ①執行機関・議会ともに市町村の機関 ②執行機関は市町村の機関+財産区の議会又は総会(自治法第295条) ③①だが、財産区管理会を設置(同法第296条の2) ※財産区管理会(管理委員7人以内で組織) ・財産又は公の施設の管理等で条例等で定める重要なものについては管理会の同意が必要。 (同法第296条の3第1項) ・長は財産区の事務を委任可能(同法第296条の3第2項) ・管理会は財産区の手務を監査できる(同法第296条の3第3項)	・管理者(水害予防法第33条第1項) ＜都道府県知事が指定する水害予防組合関係地の市町村長等＞	・理事・監事(土地改良法第18条) ＜定款で定めるところにより、総会(総代会)で選挙＞
総会・議事機関	・議会(自治法第89条) ＜議員は、市町村の議会の議員の選挙権を有する者で25歳以上のもののうちから選挙権を有する者が投票により選挙＞	・議会はないが、準議事機能的性格を有する合併特例区協議会を設置(合併特例法第36条第1項) ＜協議会構成員は規約で定める方法により、合併特例区の区域内に住所を有し、合併市町村の議会の議員の被選挙権を有する者のうちから合併市町村の長が選任＞		・組合会(水害予防法第17条) ＜組合会議員は選挙し、選挙人、被選挙人の資格は規約で定める＞	・総会又は総代会 ・総代会は組合員総数200人超の場合に定款で設置可(土地改良法第22-23条) ＜総代は、組合員で25歳以上の及び法人たる組合員のうちから組合員が選挙＞
事務	・地域における事務 ・その他の事務で法令により処理することとされるもの(自治法第2条第2項)	以下のうち規約で定めるもの ・旧市町村で処理されていた事務であって合併後一定期間旧市町村の区域を単位として処理することが事務の効果的な処理に資するもの ・旧市町村の区域の住民の生活の利便性の向上等のため合併後一定期間合併特例区が処理することが特に必要と認められる事務(合併特例法第30条)	・財産又は公の施設の管理及び処分(自治法第294条第1項)	・堤防・水門等の保護による水害防御に関する事業で特別の事情により地方公共団体の事業とすることができないもの(水害予防組合法第1条)	・その地区内の土地改良事業(地区、事業は定款事項) ・附帯事業(農業集落排水施設整備事業を含む。)(土地改良法第15-16条)
主な自主財源	・地方税 ・分担金 ・地方債	・財産又は公の施設から生ずる収入(合併市町村に予算上の措置を講ずる義務(合併特例法第46条))	・財産又は公の施設から生ずる収入	・土地、家屋等につき組合費を賦課徴収(水害予防組合法第48条) ・夫役又は現品は組合員のほか、区域内の総居住者に賦課することができる(同法第49条) ・組合債(同法第62条)	・地区内にある土地につき、組合員に対して金銭、夫役又は現品を賦課徴収(土地改良法第36条第1項) ・区債・借入金(同法第40条第1項)
設立方法	・従前の区域による(自治法第5条第1項)	・合併関係市町村の協議(合併特例法第26条) ・規約は都道府県知事認可(同法第28条第1項)	・新たに設置ができるのは、廃置分合又は境界変更の場合における関係市町村の財産処分に関する協議(自治法第294条第1項) ・市町村の廃置分合・境界変更は都道府県知事が定める(同法第7条)	・都道府県知事が組合区域を指定 ・関係地の市町村長の一人又は数人が創立委員 ・創立委員が調製した組合格約を、総会議又は総代会で議決(過半数)し、都道府県知事の許可(水害予防組合法10-14条)	・一定の地域内の事業参加資格者15人以上が計画の概要等を公告 ・当該地域内の事業参加資格者の2/3の同意等を得て、土地改良事業計画等を定めて都道府県知事の認可(土地改良法第5-10条)



## ○都市再生推進法人とは

都市再生推進法人とは、都市再生特別措置法に基づき、地域のまちづくりを担う法人として、市町村が指定するものです。市町村は、まちづくりの新たな担い手として行政の補完的機能を担いうる団体を指定できます。



### ●都市再生法人になれる法人

- ・まちづくり会社※
- ・NPO法人
- ・一般社団法人 (公益社団法人を含む)
- ・一般財団法人 (公益財団法人を含む)

※株式会社は、市町村の3%以上出資が必要です。

### ●都市再生法人の主な業務

- ・まちなかの賑わいや交流創出のための施設整備や管理運営
- ・都市開発事業の実施やその支援
- ・まちづくりに関する専門家派遣、情報提供等

## ○都市再生法人のメリット

都市再生法に基づく公的な位置付けが得られ、主に以下の事項が出来るようになります。

### ①都市再生整備計画の提案

都市再生整備計画の作成や変更を市町村に提案出来ます。都市再生法人が行おうとしている事業を都市再生法人の発意により公的な計画である都市再生整備計画に位置付けることが可能となり、円滑な事業の推進につながります。

### ②都市利便増進協定への参画

地域のまちづくりを地域住民が自主的に行うための協定制度に地権者以外では唯一参画が可能となります。

### ③市町村や国等による支援

市町村や国からの積極的な支援 (情報の提供や助言) を受けることができます。

### ④土地譲渡にかかる税制優遇

都市再生法人に土地を譲渡した個人・法人に対して、譲渡にかかる所得税や法人税等の税制優遇があります。(ただし、税制優遇には一定の条件があります)

### ⑤エリアマネジメント融資

まちづくりを行う法人に対する国の融資制度であるエリアマネジメント融資の融資対象となります。(ただし、融資にあたっては市町村の協力等一定の条件があります)

### ⑥民間まちづくり活動促進事業による支援

都市再生法人が主体となったまちづくり計画・協定に基づく施設整備等に対する補助制度があります。(ただし、市町村の協力等一定の条件があります)

### ⑦民間都市開発推進機構による支援

住民参加型まちづくりファンド支援業務において、24年度から都市再生法人の指定を受けたまちづくり会社が支援対象に追加拡充されます。(ただし、支援にあたっては市町村の協力等一定の条件があります)

上記の他にも、市が地域のまちづくりの担い手として公的に指定することにより、まちづくり会社の信用が担保されるとともに、市町村にとっても、地域のまちづくりの担い手として、積極的な支援が可能となります。

# 都市再生推進法人の指定の手続き

主な手続きは、以下のとおりです。

## ①都市再生推進法人の指定の申請

都市再生推進法人になろうとする法人が、市町村長に指定の申請を行います。



## ②市町村による審査

申請してきた法人が、都市再生推進法人の業務を適正かつ確実に行えるかを審査します。

《都市再生推進法人の業務》（都市再生特別措置法第119条）

都市再生整備計画の区域など、都市の再生に必要な公共施設等の整備等を重点的に行うべき土地の区域や、立地適正化計画の区域における以下の業務です。審査は、予定する以下の全部又は一部の業務を適正かつ確実に行えるかを審査します。

- (1) 都市開発事業、跡地等の管理に関する事業を行う民間事業者に対する専門家派遣、情報提供、相談等の援助
- (2) 都市開発事業、跡地等の管理に関する事業を行うNPO法人等に対する助成
- (3) 都市開発事業、跡地等の管理に関する事業の実施や公共施設、駐車場、駐輪場の整備
- (4) 事業用地の取得、管理、譲渡
- (5) 公共施設、駐車場、駐輪場の管理
- (6) 都市利便増進協定\*に基づく都市利便増進施設の一体的な整備及び管理
- (7) 跡地等管理協定に基づく跡地等の管理
- (8) 都市の再生に関する情報の収集、整理及び提供
- (9) 都市の再生に関する調査研究
- (10) 都市の再生に関する普及啓発
- (11) その他の都市の再生に必要な業務

\*都市利便増進協定とは

都市再生整備計画の区域において、まちの賑わいや憩いの場を創出する施設（広場、駐輪場、緑地等）について、地域住民が自主的な管理を行うために都市再生法に基づき締結する協定制度です。協定参加者は、地権者を原則としますが、都市再生推進法人は、地権者でなくても参加することができます。



## ③市町村長による指定

審査の結果、都市再生推進法人の業務を適正かつ確実に行うことができると認められる場合には、都市再生推進法人として市町村長が指定します。指定にあたって、市長村長は都市再生推進法人の名称、住所、事務所の所在地を公示しなければなりません。

## ④市町村長による監督等

- ・市町村長は、必要に応じて、都市再生推進法人に対して、業務の報告をさせることができます。
- ・また、都市再生推進法人が、必要な業務を適正かつ確実に実施していない場合には、市町村長が業務改善命令を出すことができます。
- ・命令に違反した場合には、都市再生推進法人の指定を取り消すことも可能です。

# 都市再生推進法人の事例

## 札幌大通まちづくり株式会社

- 平成21年9月に大通地区の商店街等が中心となり、継続的にまちづくり活動を行う組織として設立。
- 収益事業で得られた利益は全てまちづくり事業に還元。地域の付加価値を維持・向上させる公共的な事業を展開。
- まちの賑わい・交流の創出や来街者の利便増進に寄与する取り組みを行うために、道路等の公共空間を有効活用。

都市再生整備推進法人に指定(H23.12)

今後、道路占用許可の特例等の制度を活用した都市再生整備計画の提案等が可能に！

# 札幌市

官民協働による新たな魅力やにぎわいの創出により、都心のまちづくりがより一層進展することを期待！

歩行者天国活用事業



オープンカフェ



活動エリア



まちなかWi-Fi開催支援



エリマネ広告事業



まちなかの美化清掃活動



自転車共同利用事業連携



※ 15 法人が指定されています（平成26年 7 月末時点）。

◇相談窓口◇ 国土交通省 都市局 まちづくり推進課 官民連携推進室 電話：03-5253-8407  
国土交通省ウェブサイト：http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi\_machi\_tk\_000047.html

## 「地域運営組織」に関する条例の規定の例

○雲南市まちづくり基本条例(平成 20 年 10 月 10 日条例第 36 号)(抄)

(目的)

第1条 この条例は、雲南市におけるまちづくりの基本理念を明らかにするとともに、その基本となる事項を定め、協働のまちづくりをすすめることを目的とします

(コミュニティ活動の推進)

第9条 市民は、コミュニティがまちづくりの重要な担い手であることを認識し、地域自主組織等によるコミュニティ活動に積極的に参加するよう努めます。

2 市長は、コミュニティ活動の自主性及び自立性を尊重し、必要に応じてその活動を支援するよう努めなければなりません。

○ 名張市地域づくり組織条例(平成 21 年3月 31 日条例第3号)(抄)

(目的)

第1条 この条例は、名張市自治基本条例(平成 17 年条例第 13 号)第 34 条第1項に基づき包括的な地域づくり組織の設置及び事業の実施並びにゆめづくり地域交付金の交付に関する事項を定め、名張市における都市内分権の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 地域づくり組織 一定のまとまりのある地域の住民により設置された一地域にひとつの包括的な自治組織をいう。

(3) (略)

(地域づくり組織)

第5条 地域づくり組織の区域は、別に規則で定める。

2 地域づくり組織は、次に掲げる要件のいずれにも該当する団体とする。

(1) 名称、事務所の所在地、代表者の選出方法、総会の方法、監査その他地域づくり組織を民主的に運営するために必要な事項が、規約に定められていること。

(2) 地域づくり組織の代表者及び役員が、その構成員の意思に基づいて選出されていること。

(3) 基礎的コミュニティの代表者が、地域づくり組織の運営に参画していること。

3 地域づくり組織を設立し、及びその代表者を選出したときは、規則で定めるところにより、市長に届け出るものとする。その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

(地域づくり組織の構成員)

第6条 地域づくり組織は、次の者を構成員とする。

(1) その地域に居住する者

(2) その地域で事業を行う個人又は法人、通学者、通勤者及びその地域で活動する各種団体で、当該地域づくり組織が認めた者

(地域づくり組織の事業)

第7条 地域づくり組織は、まちづくりの推進のため次の事業を行う。

(1) 自主防犯及び自主防災に関すること。

(2) 人権尊重、健康及び福祉の増進に関すること。

(3) 環境及び景観の保全に関すること。

(4) 高齢者の生きがいづくりに関すること。

(5) 子どもの健全育成に関すること。

(6) 地域文化の継承及び創出に関すること。

(7) コミュニティビジネス等地域経営に関すること。

(8) 地域課題の解決、地域振興及び住民交流に関すること。

(9) 前各号に掲げるもののほか、地域のまちづくりに関し、特に必要があると地域づくり組織が認めること。

(活動の制限)

第8条 地域づくり組織は、次に掲げる活動をしてはならない。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式を行い、又は信者を教化育成する活動
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動
- (3) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動

(地域ビジョン)

第9条 地域づくり組織は、地域ごとの地理的な特性、自然、産業、歴史及び文化等の地域資源を活用し、地域の課題を解決するための理念、基本方針及び地域の将来像をとりまとめた計画(以下「地域ビジョン」という。)の策定に努めるものとする。

2 市は、地域ビジョンを尊重し、各種計画の策定又は施策に反映させるよう努めるものとする。

(法人化)

第10条 地域づくり組織は、法律上の責任の所在を明確にし、継続した活動の基盤を確立するため、その地域づくり組織を法人化するよう努めるものとする。

(協力及び助言)

第11条 市は、地域づくり組織の円滑な運営を促進するため、地域づくり組織の活動及びその活動により生じた事故又は住民間の紛争の解決等について協力し、助言することができる。

(地域づくり代表者会議)

第12条 地域づくり組織相互の連携を図るため、地域づくり組織の代表者で構成する地域づくり代表者会議を設置する。

(ゆめづくり地域交付金の交付)

第13条 市長は、地域づくり組織の活動支援として、地域づくり組織にゆめづくり地域交付金(以下「交付金」という。)を交付する。

(交付金の額)

第14条 交付金の額は、予算の範囲内とし、交付金の交付申請及び交付に係る手続きは、別に規則で定める。

(実績報告)

第15条 地域づくり組織は、毎年5月末日までに前年度の事業実績を市長に報告しなければならない。

2 前項の規定による事業実績報告には、前年度の決算報告書及び決算監査報告書を添付しなければならない。

(情報公開等)

第16条 地域づくり組織は、前条の事業実績報告及び活動に関するすべての書類を事務所に備え付けることとし、積極的に情報公開に努めるものとする。

○伊賀市自治基本条例(平成 16 年 12 月 24 日条例第293号)(抄)

(目的)

第1条 この条例は、伊賀市における自治の基本的な事項を定め、市民、市及び市議会のそれぞれの権利や責務を明確にし、住民自治のしくみを制度として定めることにより、伊賀市独自の自治の推進及び確立を目指すことを目的とする。

(住民自治協議会の定義・要件)

第 24 条 住民自治協議会とは、共同体意識の形成が可能な一定の地域において、そこに住むあらゆる人が自由に参加でき、地縁団体や目的別団体などとともに、身近に地域の課題を話し合い、解決できるよう、地域住民により自発的に設置された組織で、各号に掲げる要件を満たすものをさす。ただし、一つの地域は、複数の住民自治協議会に属することができない。

(1) 区域を定めていること。

(2) 会員には、その区域に住む又は活動する個人、団体、事業者等であれば、誰でもなれること。

(3) 組織設置の目的が、その区域に住む又は活動する個人、団体、事業者等の相互の連絡・親睦、地域環境の整備など良好な地域社会の形成に関するものであること。

(4) 目的、名称、区域、事務所の所在地、会員の資格、代表者及び会議などを明記した規約を定めていること。

(5) 組織全体の運営に当たる役員や代表者は、地域、性別、年齢、国籍などに配慮し、民主的に選出されたものであること。

(住民自治協議会の設置)

第 25 条 前条に規定する住民自治協議会が設立された場合、その代表者は、市長に設置の届出をする。

2 市長は、住民自治協議会の設置の届出があった場合、当該協議会を市長の諮問機関及び市の重要事項に関する当該地域の同意・決定機関とする。

3 市長は、住民自治協議会が設置された後、前条に規定する要件を満たしていないと認めた場合は、改善を求めなければならない。

(住民自治協議会の権能)

第 26 条 住民自治協議会は、市長の諮問に応じ、当該地域に係る次の号に掲げる事項を調査審議し、市長に答申する。市長は、住民自治協議会の答申を尊重しなければならない。

(1) 新市建設計画の変更に関する事項

(2) 市の総合計画の策定及び変更に関する事項

(3) その他市長が必要と認める事項

2 住民自治協議会は、当該地域において行われる住民に身近な市の事務の執行等について、当該組織の決定を経て、市長に提案することができる。市長は、住民自治協議会の提案を尊重する。

3 市長は、当該地域において行われる住民生活と関りの深い市の事務で、当該地域に重大な影響が及ぶと考えられるものについて、あらかじめ住民自治協議会の同意を得るものとする。住民自治協議会の同意を必要とする市の事務については、市長が別に定める。

4 市長は、当該地域において行うことが有効と考えられる市の事務について、住民自治協議会が当該事務の受託を行う意思を決定した場合は、その決定を尊重する。

- 5 住民自治協議会は、提案、同意、決定に必要な情報を求め、又は質問をすることができる。その場合、市長は住民自治協議会に情報を提供し、又は質問に対して回答しなければならない。

(住民自治協議会への支援)

第 27 条 市は、住民自治協議会が設置された場合には、次の各号に掲げる支援を行う。

- (1) 住民自治の活動拠点の提供
  - (2) 住民自治活動に対する財政支援
  - (3) その他住民自治の推進に関すること。
- 2 前項に定める支援の単位は、別に定める機関により審議決定する。

(地域まちづくり計画)

第 28 条 住民自治協議会は、自らが取り組む活動方針や内容等を定めた地域まちづくり計画の策定に努めるものとする。

- 2 前項に規定の計画を策定又は変更した場合、その代表者は、市長に届出をするものとする。
- 3 市は、総合計画をはじめとする重要な計画を策定する際には、広域的な観点から調整が必要な場合を除き、第 1 項の地域まちづくり計画を尊重するものとする。
- 4 市は、第 1 項の地域まちづくり計画の策定を必要に応じ支援するものとする。

○朝来市自治基本条例(平成 21 年 3 月 30 日条例第 2 号) (抄)

(目的)

第 1 条 この条例は、市民自らが考えて行動し、ともに助け合いながらまちをつくるという理念のもと、まちづくりにおける基本的な事項を定め、市民、市議会及び市長等のそれぞれの役割及び責務等を明らかにし、市民自治によるまちづくりを実現することを目的とする。

(地域自治協議会の設立)

第 15 条 一定のまとまりのある地域内の市民は、その地域内において、多様な主体で構成された一つの自治組織(以下「地域自治協議会」という。)を設立することができる。

2 前項の地域自治協議会は、次の各号の要件を満たさなければならない。

(1) 地域の総意が反映され、民主的で透明性を持ち、地域内の誰もが希望に応じて運営に参加できること。

(2) 地域の課題を共有し、その解決に向けて地域自治協議会が取り組む地域のまちづくり目標、活動方針等を定めた地域まちづくり計画を策定すること。

(まちづくり活動への支援)

第 16 条 市民は、安心して暮らせる住みよい地域を実現するため、互いに助け合い、地域の課題を共有し、その解決に向けて自ら行動するよう努めるものとする。

2 市長等は、前項の自発的な活動を促進するために、前条に規定する地域自治協議会及びその他のまちづくり活動を行う団体等に対して必要な支援を行うことができる。

(生涯学習の推進)

第 17 条 市民は、自らが生涯を通じてさまざまな学習を重ね、豊かな人間性を育むよう努めるものとする。

2 市長等は、市民のまちづくりに関する学習の機会を確保し、まちづくり活動への参加が促進されるよう努めなければならない。

(総合計画)

第 18 条 市は、総合的かつ計画的な市政運営を図るため、市の政策を定める最上位の計画として、総合計画を策定するものとする。

2 総合計画は、目指すべき将来像を定める基本構想、基本構想を実現するために必要な施策を体系的に示す基本計画及び基本計画で定めた施策を推進するための具体的な事業計画を定める実施計画により構成するものとする。

3 総合計画の策定に当たっては、広く市民の参画を得るものとする。

4 市長は、地域自治協議会が策定した地域まちづくり計画について、総合計画に反映するよう努めるものとする。

5 市長は、総合計画の内容を実現するため、適切な進行管理を行わなければならない。

6 総合計画は、常に社会の変化に対応できるよう検討を加え、必要に応じて見直しを図らなければならない。



**【出典】近隣自治の仕組みと近隣政府  
(2004年3月 財団法人日本都市センター)**

2. 団体型

団体型の近隣政府については、次の3つについて解説する。

- (1) 「認定型」(③型) を設置する条例の要綱試案
- (2) 「選挙型」(④型) のうち、「準自治体型」を制度化するための法律改正の検討項目
- (3) 「選挙型」(④型) のうち、「準自治体型」を設置する条例の要綱試案

(1) 「認定型」(③型) を設置する条例の要綱試案の解説

「認定型」(③型) を設置するために市(区町村)が制定する条例の要綱試案である。直接の根拠となる法律の規定はないが、市区町村の条例により設置することは可能であると考えられる。以下の解説においては、「認定型」(③型)を「近隣協議会」と称する。

(目的)

第1 この条例は、市の区域を分けて地区ごとに、当該地区の共通課題に対処するために様々な自治的活動を行い、当該地区の相当数の住民が構成員となっている組織を、市長が近隣協議会として認定できることとし、当該地区において行われる市の事務について近隣協議会の意見を聴き、または市の事務を近隣協議会に委託することにより、地区の実情と個性を反映した効率的な行政運営を行い、もって住民の福祉の増進を図ることに資することを目的とすること。

○目的

近隣協議会は、厳密な意味での住民代表性は持たないものの、当該地区の共通課題に対処するために様々な自治的活動を行っていること、当該地区の相当数の住民が構成員となっていること等の一定の要件を満たす組織を長が認定することにより、当該組織に当該地区における一定の住民代表性を認めるというものである。

近隣協議会は、市区町村に対し、拘束力はないものの、意見を述べることができる。また、基礎自治体の機関ではないので、法人格がある場合もない場合も、基礎自治体とは独立した団体として活動することができるし、基礎自治体から事務を受託することもできる。近隣協議会を認定する目的は、これにより、地区の実情と個性を反映した行政を実施し、

または効率的な行政運営を行い、「住民の福祉の増進」(地方自治法第1条の2第1項)に資することにある。

(近隣協議会の認定)

第2 市長は、地区ごとに住民が設立した組織であって、次の各号のいずれにも該当するものを、近隣協議会として認定することができること。

- ① 当該地区の共通課題を処理するために様々な自治的活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。
- ② 当該地区のすべての住民が構成員となることができ、その相当数の者が現に構成員となっていること。
- ③ 規約を定め、次の事項を規定していること。
  - ・名称及び区域
  - ・活動内容に関する事項
  - ・役員の選任方法に関する事項
  - ・代表機関を置く場合には、代表機関の組織およびその選任方法
  - ・総会の運営に関する事項
  - ・財務に関する事項
- ④ 住民に対し、情報の提供及び公開に努めていることと認められること。

○認定の要件

近隣協議会の認定は、市長が行う。認定の要件として、ここでは4点をあげている。

第一は、「自治的活動の包括的な実施」の要件である。自治的活動とは、当該地区の共通課題をコミュニティ組織自らが決定し、執行することを指している。様々な分野においてこうした自治的活動を行うことを目的とし、現に行っていることが、近隣協議会の要件のひとつである。

第二は、「当該地区の住民の相当数の加入」の要件である。近隣協議会は地方自治体ではないので、当該地区に住所を有する者が当然にその構成員となるわけではないが、当該地区のすべての住民が構成員となることができ、かつ、その相当数の者が現に構成員となっていることが要件のひとつである。なお、「相当数」については、ここでは具体的に定めず、第3の認定の要件において、当該地区の住民の「3分の2以上」から、近隣協議会の構成

員となることについて承諾を得ることが必要とした。

第三は、団体の民主性や適正な運営を確保するための要件である。規約において、団体の運営に関する基本的な事項を定めている必要があるが、単に規約に定めるだけでなく、その方法が民主的かつ適正でなければならない。

例えば、役員の数、任期、選任方法、役員会の開催回数、決定方法、代表機関を置く場合にはその組織と選任方法について、一定の住民代表性を持つのに相応しいような方法を定めることが必要である。総会については、少なくとも毎年1回の定例会のほか、必要に応じて臨時総会を開くことなどを定めることが必要である。活動内容については、毎年度、活動報告書を作成すること、財務については、毎年度、予算および決算を調製することなどを定めることが必要である。

第四は、「情報の提供および公開」の要件である。近隣協議会が一定の住民代表性を持つこととなることから、組織の活動等に関する情報の提供および公開に努め、住民に開かれた存在となっていることを求めている。

#### (近隣協議会の認定の申請)

**第3 前条に規定する近隣協議会の認定を受けようとする組織は、当該地区の住民の3分の2以上から、近隣協議会の構成員となることについて承諾を得た上で、次に定める書類を添えて、市長に申請しなければならないこと。**

- ① 規約
- ② 役員名簿
- ③ 構成員名簿
- ④ 近隣協議会の構成員となることについて当該地区の住民の3分の2以上の承諾を得たことを証する書類

#### ○3分の2以上の承諾

近隣協議会の認定の要件のひとつとして、第2で「当該地区のすべての住民が構成員となることができ、その相当数の者が現に構成員となっていること」とした上で、第3で、認定の申請に際しては、当該地区の住民の3分の2以上から、近隣協議会の構成員となることについて承諾を得ることが必要とした。

本編の第1章ですでに述べたように、どの程度の人々が近隣政府に加入している必要が

あるかは、住民を代表しているものとして近隣政府に付与される役割や権限の強さに応じて決められるといえる。

例えば、「地縁による団体」の認可の要件のひとつは、「その区域に住所を有する全ての個人は、構成員となることのできるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること」（地方自治法第260条の2第2条第3号）とされ、「相当数」とは、概ね過半数をさすものと説明されている<sup>1</sup>。近隣協議会は、一定の住民代表性を付与するものであるため、「過半数」よりは高い要件が必要であると考えられる。

また、老朽化した分譲マンションの建替え決議には、区分所有者および議決権（共有持分等）の各5分の4以上の多数が必要（区分所有法第62条）とされ、この要件を満たして建替え決議がなされると、建替えに賛成する区分所有者は、建替えに賛成しない区分所有者に対して、区分所有権および敷地利用権を時価で売り渡すよう請求することができ、建替えに賛成しない区分所有者はこれを拒否することはできない。つまり、建替えに賛成しない区分所有者も、建替えを甘受しなくてはならない。近隣協議会は、一定の住民代表性を付与するものであるとはいえ、後に述べるように、「勧告権」と「事前意見聴取権」は拘束力を持たないことを勘案すると、「5分の4」までは必要とはしないと考えられる。

このように、近隣協議会の認定の要件は、過半数よりは高く、5分の4よりは低いものとなる。そこで、土地区画整理組合の設立を例にとって検討してみる。土地区画整理組合の設立には、施行地区となるべき区域内の宅地の所有者および借地権者の各3分の2以上の同意を得なければならないとされている（土地区画整理法第18条）。この要件を満たして土地区画整理組合が設立されると、設立に同意しなかった者も含めて、施行地区内の宅地について所有権又は借地権を有する者は、すべて土地区画整理組合の組合員となる。土地区画整理事業においては、減歩（土地の提供）によって宅地面積が減少する等の負担を負うこともあるが、土地が整形され、一般的には国や自治体からの補助を得た上で道路や公共施設等が整備されることにより、良好な住環境を確保することができ、設立に同意しなかった者にも財産上のメリットがあると考えられる。こうした点を踏まえ、3分の2以上の同意があれば、設立に同意しなかった者も組合員となることとしたものであろう。

近隣協議会については、近隣協議会の権限によって、直接的に住民が義務を課されたり、所有権を制限されることはないため、ここでは、これらを参考に、近隣協議会の認定の要件を「3分の2以上」とした。

<sup>1</sup> 地縁団体研究会編『新訂 自治会、町内会等法人化の手引』（ぎょうせい、2003年）、6-7頁。

**(近隣協議会の認定の取消し)**

第4 市長は、近隣協議会が第2の規定に該当しなくなったと認めるとき、解散したとき、その他近隣協議会として適当でないと認めるときは、その認定を取り消すことができること。

## ○認定の取り消し

市長は、近隣協議会の認定を取り消すことができる。取り消すことができるのは、第2にあげた4つの要件を満たさなくなったとき、解散したとき、その他近隣協議会として適当でないと判断したときである。「近隣協議会として適当でないと判断したとき」とは、例えば、活動を長期にわたり全く行っていない場合や、委託金または補助金を目的以外に使用し、あるいは詐欺その他不正な方法により交付を受けた場合が考えられる。

**(近隣協議会の権限)**

第5 近隣協議会は、当該地区において行われる住民に身近な市の事務について、総会（代表機関を置く場合には代表機関）の決定を経て、市長に対し、勧告することができること。

2 市が次に掲げる事務を行う場合は、あらかじめ、近隣協議会の意見を聴かなくてはならないこと。近隣協議会は、総会（代表機関を置く場合には代表機関）の決定を経て、意見を述べること。

- ① 地区内のコミュニティ道路の維持管理・修繕に関する事項
- ② 地区計画の策定、一定規模以上の建築・開発計画に関する事項
- ③ 地区内のリサイクルの推進に関する事項
- ④ . . .

3 近隣協議会は、市長に対し、1項の勧告及び2項の意見を行うために必要な情報を求め、または質問をすることができること。その場合、市長は近隣政府に情報を提供し、又は質問に対して回答しなくてはならないこと。

4 近隣協議会は、1項の勧告及び2項の意見に係る総会（代表機関を置く場合には代表機関）の決定を行うにあたり、3項により得られた情報等を付して、地区住民から意見を募ること。

## ○勧告権

近隣協議会は、当該地区において行われる住民に身近な市の事務について、総会（代表機関を置く場合には代表機関）の決定を経て、市長に勧告することができる。勧告の対象となる事務としては、例えば、地区の福祉の向上に関する事務、地区の安全・安心に関する事務などが考えられる。勧告には拘束力はないが、市長は近隣協議会の勧告を尊重して事務を行うこととなる。

## ○事前意見陳述権

市は、地区の住民生活に密接に関係し、地区の実情を十分に踏まえる必要のある市区町村の事務に関し、あらかじめ、当該地区の近隣協議会の意見を聴かなくてはならない。近隣協議会は、総会（代表機関を置く場合には代表機関）の決定を経た上で、意見を述べる。意見には、勧告と同様、拘束力はない。

厳密な意味での住民代表性を有する「選挙型」(④型)の場合には、「同意権」(あらかじめ、近隣政府の同意の議決を経なくてはならない)を持つが、「認定型」(③型)である近隣協議会は、一定の住民代表性を持つにとどまるので、拘束力のない「事前意見陳述権」を持つこととしたものである。

## ○情報提供および質問への回答権

近隣協議会は、勧告および事前の意見陳述に必要な情報提供や質問への回答を受けることができる。

## ○住民の意見募集

勧告および意見陳述は、近隣協議会の総会（代表機関を置く場合には代表機関）の決定を経て行うが、住民の意見を踏まえた上で決定を行うべきとの視点から、決定の前に、地区住民から意見を募ることとした。近隣協議会は一定の住民代表性を持つことから、意見募集は、近隣協議会の構成員ではない住民に対しても、幅広く行うことが原則となる。

**(事務の委託)**

第6 市は近隣協議会に事務を委託することができること。

2 市が近隣協議会に委託する事務の管理及び執行に要する経費は、市の負担とし、市は

近隣協議会の経費の支出に応じて、委託費を近隣協議会に交付すること。

○事務の委託

市は近隣協議会に事務を委託することができる。委託する事務としては、例えば、パソコン教室や健康づくり教室のようなイベントの開催が考えられる。また、近隣協議会を、公園やコミュニティ・センター等の公の施設の指定管理者に指定して管理を行わせることも考えられる。

○委託事務の経費

市区町村から近隣協議会に委託する事務の経費は、市区町村が負担する。市区町村は、近隣協議会の経費の支出の時期に応じて、委託費を近隣協議会に交付することとしている。

(補助)

第7 市は、近隣協議会の活動のうち公益上必要があると認めるものについて、補助することができること。

○市区町村からの補助

近隣協議会が、委託事務以外に、自主的な活動を行う場合等で、公益上必要があると認められるものについて、市区町村が補助金を交付する。

(総会の定足数)

第十九条 総会は、総会員の二分の一以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第二十条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第二十一条 会員は、総会において、各々一箇の表決権を有する。

2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の一とする。

- 一 ○○○○○○
- 二 ××××××××

(総会の書面表決等)

第二十二条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第十九条及び第二十条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

【解説】

総会の議長は、表決権を行使することとなる以上、表記のように出席した会員の中から選出する必要があるが、会長は会員の中から選任されていることにより「総会の議長は、会長がこれに当たる」と定められることも可能です。

総会の定足数、議決に要する会員数については、地方自治法において特に定められていませんが、表記のように規定することが適切と考えられます。もともと、第二〇条に定めるように、規約で、特定の重要な事項について「出席会員の三分の二(四分の三)以上の賛成を要する」旨の規定を置くことも可能です。なお、この定足数、議決に要する会員数については、第二二条第二項により、書面表決を行った会員及び委任により代理表決を行った会員をこれに含める点に留意する必要があります。これにより、会員数が極めて多い場合にも総会を開催し議決を行うことが可能となるものです。

第二二条及び第二二条は、法第二六〇条の一八に則る規定です。したがって、第二二条第一項において会員は各々一箇の表決権を有することが定められているところですが、従来の自治会、町内会等においては世帯単位で表決権を平等とする運営が行われてきたものと思われれます。そうしたことを勘案して、第二二条第二項の規定(特定事項について世帯の表決権を一票とすること)を設けることは可能ですが、同項各号に定める事項は、世帯単位で活動し意思決定を行っていることが沿革的にも実態的にも地域社会において是認され、そのことが合理的であると認められる事項に限られるものです。したがって、規約の変更財産処分及び解散の議決のような重要事項については認められないと解され、規約に定めることとなる事

項（代表者の代表権の制限及び委任、監事や役員会の設置等）についての決定も規約の変更となるため同項の適用は認められないと解されます。また、代表者や監事の選任も、同項を適用することは適当とは考えられません。

なお、同項を適用する場合においても、世帯内の会員の表決権を剝奪することは認められません。したがって、世帯で表決権を取りまとめるためには、誰か一人に表決権を委任することにより表決権を集中することとなります。ただし、未成年者の場合には、民法の定めるところにより、表決権の行使が行われることとなります。

このほか、議長の行為などの総会の運営は会の活動を決定する重要事項ですので、会において会議規程等を定め、議事運営の方法などを明らかにしておくことが望まれます。△参照条文：法第二六〇条の二第三項第七号、第二六〇条の一八▽

### 問10

個人単位でなく、世帯単位を構成員としている地縁による団体は認可の対象となりませんか。また、個人を構成員としていても、表決権を世帯単位で一票とすることはできませんか。

○ 認可地縁団体の構成員は、個人としてとらえることになっており、世帯でとらえることはできませんので、会員は各々一個の表決権を有することとなります。

なお、世帯単位で活動し意思決定を行っていることが沿革的にも地域社会においても是認され、そのことが合理的であると認められる事項に限り、構成員の表決権を世帯単位で平等なものとして「所属する世帯の構成員数分の一票」とする旨を規約に定めることは可能であると解されます。